

個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト E L S I 委員会 (第 2 1 回) 議 事 録

1. 日 時 平成 1 8 年 6 月 2 7 日 (火) 1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

2. 場 所 (財) 日本公衆衛生協会 3 階会議室

3. 出席者

(委 員) 丸山委員長、阿部委員、上村委員、加藤委員、栗山委員、田村委員、
森崎委員、横野委員、吉村委員

(文部科学省) 池田企画官他

(事務局) (財) 日本公衆衛生協会

(オブザーバー) 東京大学医科学研究所 (プロジェクト事務局)

4. 議事概要

【丸山委員長】 では、時間が来ましたので、ただいまより第 2 1 回の E L S I 委員会を開会したいと思います。本日もご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございました。

本日は、宮田委員が欠席だということで連絡を受けております。では最初に、以前からプロジェクト事務局をお願いしておりましたプロジェクト内部用のホームページの閲覧が、部分的にですが、可能になりました。後ほどプロジェクト事務局からパソコンを使って内容を概略ご紹介いただきます。

では、これについてですが、きょう、資料 3 に入っております活動報告書の中で 5 ページのところですね、E L S I 委員会から推進委員会へ助言・提言するということで、「インフォームド・コンセントについて」というところで最後のパラグラフですが、「知的財産権の説明については、協力医療機関への訪問調査において、患者・試料提供者に対して必要な説明はなされているものの、改善の余地があるように思われた。また、MC にとってはうまく説明することが難しく感じられているように見受けられた。知的財産権の問題については、MC 講習会や MC 用ホームページなど MC に対する情報提供のあり方も含めて、今後 E L S I 委員会において、必要に応じて講習会講師も交えて、さらに検討し、具体的な提言を示すことにしたい」というように言及をしたり、それから、その上のところでも、「インフォームド・コンセントについて」の 2 行上のところですが、「ホームページの充実」というところに、これも含めて提言をする、あるいは検討するというふうに書いておりますものでありまして、その閲覧をこれまで要請してまいりました。それから、豊島推進委員会委員長へは私のほうから閲覧をお願いするということを既にしております。

プロジェクト内部用のホームページにつきましては、プロジェクトのほうでセキュリティレベルが 2 であるということで、閲覧のみの扱いにしてほしいということでありまして。それから、MC の生の声がおさめられている部分については現段階では非公開としてほしいというようなところ、プロジェクト側との関係なり資料の取り扱いについて留意事項ということで挙げられております。

そんなところでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【丸山委員長】 では、配付資料につきまして事務局のほうから確認をお願いします。

【事務局】 (配付資料の確認)

【丸山委員長】 はい、ありがとうございました。不足ございませんでしょうか。では、本日の議題に入りたいと思います。

まず最初、議事の1で「議事録の確認」につきまして、これも事務局からお願いいたします。

【事務局】 資料1につきましては「第19回ELSI委員会議事録」でありまして、各委員の先生方にご確認いただきまして「案」を取ってございます。また、前回のELSI委員会の議事録につきましては、修正等ございましたら、7月10日までに事務局までご連絡いただきたいと思います。

【丸山委員長】 7月10日までに、加筆、訂正等があれば、事務局へご連絡いただきたいと思いますということでございます。よろしいでしょうか。

では、続いて議題の2に行きたいと思います。武藤委員が、信州大学の所属から、信州大学のほうは今年度いっぱい続くようでありますけれども、6月から東大医科研の助教授になられましたので、その関係で委員を続けることができないということで、委員構成が変更になりました。この点について事務局のほうから説明いただければと思います。

【事務局】 (資料2「ELSI委員会委員の変更について」の説明)

【丸山委員長】 はい、ありがとうございます。根拠としましては、設置要綱に、構成としまして「ELSI委員会委員は、プロジェクトのELSIに関する検討について必要と認められる分野より、プロジェクト実施機関に所属しない者から文部科学省が指名する」とありますので、東大医科学研究所はプロジェクト実施機関ということになり、半ば自動的に委員としての適格を失うという形で、ご本人からも辞意が表明されましたので、それに従いまして5月末までということで、6月からは委員でなくなるということになりました。よろしいでしょうか。

【森崎委員】 規程上から、この変更はある意味で当然の措置であるとは思いますが、この委員会の活動の中で、武藤委員と、それから前年度おやめになった掛江委員が中心になって、ある意味、アンケート調査等はまだ手がついたところではないかという理解をしているのですけれども、その辺について、委員会の活動の これはもちろん時限で、プロジェクトももう先が見えている状況ではありますけれども、どのように委員会の活動を維持していくか、委員として活動できないのはある意味で当然、仕方ないことではあるにしても、その考え方をどういう形で委員会として維持していくのかということについては、資格がなくなったからやめましたというだけでは済まない問題もあるのではないかと思いますけれども、その辺、いかがでしょう。

【丸山委員長】 それは私のほうの心構えを。

【森崎委員】 そうですね。委員長のお考えと、あと、事務局はもちろん、規程に従ってそうされるしかならないと思うのですけれども、私、委員としてももちろん考えなきゃならないわけですが、新たに今年度加わられた先生も含めてその辺をどういうふうアレンジしていくのか。やめられた先生はもちろん当然のことではあるのですけれども、その辺について何かほかの委員がかわってやるべきことがあれば、それ

はある意味、引き続いて委員会としてやっていかないといけないのではないかとこのようにも思いますけれども、いかがでしょうかという質問です。

【丸山委員長】 武藤委員については、退任されるということについて、規程で仕方がないということがあります。それから、このプロジェクトのかかわりにつきましては、しばらくは東大での活動というのは本格化は難しいようなんですが、秋から東大医科研のほうでゲノム研究と情報、ゲノム研究に関する広報のあり方などについても研究されるようで、これからは、プロジェクト内部の方として我々とやりとりをするという機会も年度の後半に入るに従って増えてくるかなというふうに思います。ですから、中の委員としていろいろやっていただいて、武藤さんが欠けるところによる痛手というのは非常に大きいんですが、実質的にはいろんな側面で、武藤さんから他の委員に対する辞任のあいさつでも書かれておりましたように、いろんなところでまた接触する機会があるということがありますので、助けていただければと思います。それから、委員会の仕事としてアンケートなり、それから、少し途中で立ち消えの感がありますが、メディカルコーディネーターの養成にかかわる研究についてもあるんですが、そのあたりについては残った者で引き続き継続すべき仕事は継続していかなければならないかと思っております。

文科省のほうは特によろしいですか。

【池田企画官】 今、先生がおっしゃっていただいたことでよろしいかと思えます。ただ、分野として社会学等の分野・観点からぜひE L S I委員会として意見を言っていたきたいという面はもちろんございますので、どなたか適当な方がいらっしゃれば、ご後任という形でお迎えすることも考えておりますが、急に、とにかく今なくなったので、すぐとりあえずそこにいる人を入れましょうという形ではなくて、必要であればじっくり先生方のご意見を伺いながら探してみたいなというふうに思っております。

【丸山委員長】 というご意向のようですが、ほかにありますか。では、武藤さんにつきましてはこれぐらいにしておきたいと思えます。

それから、議題の3であります、「平成17年度E L S I委員会活動報告書について」ですね。資料3と資料3の後についている1枚紙を使いまして、前回までの委員会の討議、それから推進委員会からのコメントを加味しまして、17年度のE L S I委員会の活動報告書をまとめました。修文された箇所等、事務局のほうから説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 (資料3「17年度E L S I委員会活動報告書」の説明)

【丸山委員長】 ありがとうございます。これまでに既にお決めいただいたことを報告書におさめ、新旧対照表を添えたというものであります。プロジェクトから試料提供者への情報提供についてというのは前回の委員会で承認をいただき、インフォームド・コンセントについての前段部分は、前回少し議論し、最後、企画官から出していただいた案で意見が取りまとめられたもので、後半の部分につきましては、私のほうから案文を出しましてご承認いただいたものを形を整えておさめたということでございます。よろしゅうございましょうか。

では、次に移らせていただきます。次が「協力医療機関への訪問調査について」ですね。訪問調査の考え方について事務局案が出されております。また、訪問調査記入用紙の更新案、それからスケジュール等

がございますので、事務局のほうからこれらについて説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局からのご提案ですが、1つは、前回の委員会でもご議論ございましたけれども、共通施設とみなせる施設があるのではなからうか、そこは訪問しなくてもよろしいのではなからうかというご議論がございました。そこで、プロジェクト事務局のほうにもご確認をさせていただいた上で、このような仕切りをいたしました。1つは、インフォームド・コンセントを行う上でのMCさん、それから実施手順が共通な場合には、これを同一の施設として扱うことでよろしいのではないかと。したがって と は同一でよろしかろうと。既に訪問済みでございます。もう1つは、 と 、これはまだ実施しておりません。3つ目、 と でありますけれども、実態としましては、昨年度、2つの病院には足を運んではいます。ただ、これを訪問済みとするか否かにつきましては、丸山先生はじめ委員のご判断をお願いしたいというふうに思います。

一方、異なる施設としての扱い、これはプロジェクトに確認をしましたところ、体制が別ということで、 と は別というふうに扱いたいと思います。未実施でございます。

それから、その他未実施施設への訪問調査実施の考え方については、19年度の9月末をもちまして、プロジェクトでは試料収集のうち新規のIC取得活動を終了されるようです。そのため、ELSI委員会による病院訪問調査もこの時点で不要になってしまうと考えられます。未実施となっている施設は約40施設ございますので、今後、この期間内にすべて訪問するには、ちょっと厳しい状況でございます。そこで、以下の提案をさせていただきたいと存じます。インフォームド・コンセントの体制がおのおの異なる大学関係の施設はすべて訪問することにすけれども、 については特別な事情がない限りほぼ同様の状況というふうに判断し、訪問可能な施設を訪問するというふうなスタンスとしたいと考えております。これにつきましては先生方から後ほどご意見をちょうだいできればと思います。

【丸山委員長】 「共通施設とみなす施設について」というのは、前回の議論を踏まえたものでよろしいかなと思います。それから、 と につきましては、 を訪問した際には、病院に入院された方が退院して、その後、通院する医療機関として が存在しているというので、そちらに焦点を定めて訪問したんですが、行ってみると先方では の施設も見学させてくれましたし、コーディネーターが共通なんですね。それで現実には、コーディネーターと話をする、あるいはコーディネーターの対応を見るという点では、必要性は少し小さいかと思うんですが、当初の訪問趣旨が のほうには焦点を当ててないという扱いなので、全く同一の施設と扱って省略するというのもちょっとまずいのかなということがあり、中間ぐらいですね、まだ訪問していない施設という扱いと、それから同一の施設として省略するというもの中間ぐらいに のほうは位置づければどうかなというふうに思っております。当面はちょっと残しておくような扱いでいかがかと思えます。

それから、これは私はちょっと事務局と意見が食い違っているところがあるんですが、5月の推進委員会で、6月から、あるいは5月からと言ったかもしれないんですが、「25施設、今年度は行きますので、よろしく」と言って、その翌月の6月に戦線縮小しますというふうなことを決めてしまうのは、ちょっと何か具合が悪いということが一方であります。他方、来年9月で終了ということで、手じまいを考えな

ければならないということもあり、このあたりは今後のE L S I委員会の活動計画を後で事務局のほうから出していただくとありますが、その秋口で一応中間まとめをする、そのあたりで検討することにしたらいかがかと思うんですが、どうでしょうか。言わんとすることは、訪問調査を熱意を持ってやっていただきたいというのが一方にあり、他方、あんまり大ぶるしきを広げて、後、引っ込みがつかなくなるというようなこともないように用意をおこなさなければならないということもあり、そのあたりの兼ね合いをどういう形でつけるかということになります。

今の点、何か質問があれば出していただければと思いますが。

【田村委員】 と は同一とおっしゃいましたが、住所が違うんですけど、そういうときは、どういうふうにするんですか。

【丸山委員長】 このあたりは、事務局、説明していただけますか。

【プロジェクト事務局】 プロジェクトのほうで今用意しておりますので、プロジェクト事務局のほうから回答させていただきます。今の用意をしている案といたしますが、基本的には をメインで見えていただくことになると思います。実際に行っている状況というのが、 のMCさんが に行って、それで実際のインフォームド・コンセントとかをとっているという実務を行っています。実際に訪問調査に関しても、若干移動のお時間はいただき、メインを見ていただいた後に、 ではこういう環境でやっていますということで、同一の日で見えていただくような方法を今のところ検討しています。

【丸山委員長】 はい、ありがとうございます。

【田村委員】 そうであれば、MCさんの行動パターンについては同じ方なら同じかもしれないけれども、例えば極端な話、片方の施設だけ見て、見なかったほうの施設ではお部屋がカーテン1枚だったとか、そういうこともあり得ますよね。

【プロジェクト事務局】 したがって、実際に移動していただいて現場も見えていただくというような予定を立てています。

【田村委員】 あ、両方に一遍に行くということですか。

【プロジェクト事務局】 はい。

【田村委員】 わかりました。ありがとうございます。

【プロジェクト事務局】 なので、通常3時間の所要時間を見込んでいるとは思いますが、このケースの場合、4時間ぐらい見込んでいただいたほうがということでは考えていますが。

【丸山委員長】 と ですかね、そこを移動して、今おっしゃった4時間程度で訪問させていただくことを考えております。

ほかにございますか。

【森崎委員】 確かに今の時期にこういう考え方を委員会を出すのはちょっといかがかなというように、委員としては思います。実際、来年の9月末で新規IC取得がなくなるので、それ以降はこの目的で行くことはできませんが、ただ、継続をして患者から情報取得はプロジェクトとしてはされるわけですので、可能か不可能かはともかくとして、地域の特性というものも病院によってはあるという 私はまだ行っ

たことございませんが、聞いておりますし、「ほぼ同様の状況と判断」ということをこの時点で判断はできないのではないかと思いますので、その辺、折衷案は現実的な対応としては必要ではあるとも思いますけれども、きょうの時点でもう選抜をして半分だけ行けばいいよという判断は、委員会としてはしないほうがよしいんじゃないかなと思います。

【丸山委員長】 ありがとうございます。ほかにありますか。

【池田企画官】 どちらかというのは別にほんとに構わないですが、ただ、もしほんとうに全部回るとい判断をするのであれば、それなりのスケジューリングが当然必要ですので、インフォームド・コンセントの体制がおのおの異なると考えられる大学関係の施設について、優先的に訪問することとするみたいな判断であれば可能ではないでしょうか。

【丸山委員長】 そうですね。これは、今年は昨年度よりも、あるいは一昨年度よりもスタートがやや早く始まっていますから、どれだけ頑張れるか二、三カ月やってみて、秋口の間中まとめを決めるあたりでちょっと見通しも踏まえて決めることにしたいと思うんですが、で、先ほど中中まとめというのに触れたのはそのあたりなんです、よろしいでしょうかね。だから、頑張るってこの6月、7月 6月はもう終わりですかね。7月、8月やってみましょう。それで、7月、8月というのは一番、我々にとって、大学人にとっては少なくとも時間のあるときで、そのときである程度限界が見えたら、やっぱりしようがないかなということになりますし、そのときにある程度数をこなすことができれば、もう少し頑張ってみましょうかということで、その意気込みと手じまいの折り合いのつけ方についてちょっと秋まで検討、先延ばしにしたいと思いますが、構いませんか。

【吉村委員】 すいません、今の関連で。ですから、「特別な事情がない限り、訪問可能な施設を訪問することとする」ということになっておけばよろしいんじゃないでしょうか。

【丸山委員長】 では、今のご提案のとおり、「特別な事情がない限り、訪問可能な施設を訪問することとする」ということにさせていただきたいと思います。

【田村委員】 丸山委員長、これでよろしいんですか。「極めて状況が厳しい」というところは、委員長としては。

【丸山委員長】 40が厳しいのは、だれが見ても厳しいでしょう。

【田村委員】 わかりました、はい。

【丸山委員長】 じゃあ、そういうことで秋までちょっと決定を先延ばしにして、それから、目先、この9施設についてなんです、1人というのはやっぱり、訪問調査で質問をする役割と記録をする役割をこなすのは難しい。あるいは田村委員だったら可能かと思うんですが、この7月26、27と8月8日、9日についてはもう1人ご参加いただくことにして、それからあとは、新しく委員になられた横野委員、吉村委員、加藤委員については、これまでの委員と一緒に行って大体様子を見ていただくということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【田村委員】 先ほど丸山委員長が7、8月は大学の先生方としては出やすいとおっしゃったんですけど、8月はこのペースだと全然、二十数施設も行かないと思うので、もうちょっと……こんなものなんで

しょうか。

【丸山委員長】 8月、9月、追加できますかね。

【事務局】 ちょっと検討させてください。9月のはまだちょっと聞いておりませんので、8月のそれを含めて、もう一度、私のほうに宿題ください。

【田村委員】 申しわけないんですけど、私、非常勤で外来を持っていて、外来の予定を前月に出すので、2カ月前に予定を出していただければ抜けるんですけど、例えば今、7月のを言われても全然外せないの、なるべく前倒しで計画を組んでいただけるとありがたい。早目にお願いします。

【事務局】 はい。

【吉村委員】 質問してよろしいですか。

【丸山委員長】 はい。

【吉村委員】 初めてなのでわからないんですが、この7月18、19、21と は3日とってありますが、これは3回行くということですか。

【事務局】 いや、違います。

【吉村委員】 あ、どれか1つ？

【事務局】 はい。病院のほうから3日間をあいているとの連絡を受けていますので、事務局のほうで先生方のマンパワーの配分を見て21でどうだろうかというご提案をただけです。

【丸山委員長】 だから、吉村委員にとっては1回だけなんですけど、8月23日の でお願ひできればと思います。

【吉村委員】 はい。8月の中旬以降でしたらいいんです。ちょっと海外に行くものですから、すいません。

【丸山委員長】 では、よろしくをお願いします。

それから、8月8、9はどなたか適当に話し合っけて調整してください。4人はちょっとまずいと思います。先方に対する負担を考えますと、2人あるいは3人あたりかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

【栗山委員】 26、27日で一応予定はとってあって、ほかの人の名前がないということですよ。ということは、私1人で行くことになるか、それとも中止になるかということですよ。

【丸山委員長】 26日、私、行きますので。栗山委員は場数を踏んでおられるから心配はないと思うんですが、あるいは、先ほども打ち合わせのときに、2日目はなしになる可能性もあるかもしれないということなのですが、やっぱり原則2人がよろしいとは思っていますので。

【事務局】 ちょっと整理させてください。そうしますと、26日は丸山先生はオーケーということですね。

【丸山委員長】 ええ、26はあいているんですが。

【事務局】 26は丸山先生、栗山先生というお二方体制。

【丸山委員長】 ええ。

【事務局】 27日はいかがでしょうか。ほか先生方、また都合がこれを伺ったときから変わったとか、そういうのがあれば。

【森崎委員】 1つ確認ですけど、これは からどれくらいですか。車で1時間くらい？

【丸山委員長】 2時間くらい。

【事務局】 同様な考え方は も同じなんですね。

【丸山委員長】 となると、この も飛行機は4本しかありませんので、関東の人になるかな。あるいはもう1日とれるかですね、阿部先生が。

【田村委員】 やっぱり2日じゃ厳しいんですか。

【丸山委員長】 2日で2箇所行くのはきついでしょね、帰りが。東京の人は大丈夫です。でも、こういうことを話していたら時間かかりますので、後で打ち合わせてください。

では、基本的には事務局案で、それから1人のところは8月8、9につきましてはちょっと話し合ってみてください。それから、今も言いました、ちょっと関西からは厳しいかもしれないです。それから、26、27については後でこちらのほうで相談しますし、26も含めてですが、27、都合よくなったという方がいらっしゃったらお申し出いただきたいと思います。

では、続いてですが、これで大体の事務的なところは、あと阿部委員の報告・講演していただいてから少し残っているんですが、次は阿部委員から知的財産権についての講演をいただき、その後、加藤委員から補足的な話を、資料も用意していただいておりますので、お願いしたいと思います。

じゃあ、お願いします。

【阿部委員】 じゃあ、私のほうから知的財産権について発表させていただきます。きょうのお話の内容ですけれども、まず最初に知的財産権とは何か、それからその後、特にこういった種類があって、こういった具体例があるか。特にこの2番ですね、あまり難しいことはきょうはお話しするつもりは全くございませんで、こういったものがあるかという具体的なイメージをつかんでいただくというところに重点を置きたいと思います。それから最後に、特にこのオーダーメイド医療と関係がある特許権について、アメリカの特許権、今、非常に重要ですから、若干アメリカの特許権と比較させながら日本の特許権について概括をお話しし、あと特許とイノベーションのお話をしたいと思っています。

まず、知的財産権で、前回の委員会では若干所有権のお話をさせていただきましたけれども、所有権と違い、もともとは有体物 有体物というのは、液体とか気体とか固体など空間の一部を占めるものをいうんですが、これに対しては所有権がありました。これに対して、こういった液体、気体、固体だけじゃなくて、いわゆる情報ですね。情報というのは有体物ではないんですが、情報の財としての重要性というのが高まってきた。これに伴って、情報などを含む無体物、例えば権利とか自然力、電気、熱、光なんかがあるんですけど、こういったものを保護しなければいけないということで定められたのが知的財産権です。我々のオーダーメイド医療に照らして具体例を申し上げますと、例えば所有権というのは血液そのもの、遺伝子そのものに対する所有権というのがありますが、知的財産権というのは、その血液から生まれた発明に対する特許権という、こういう違いがあります。これについて前回委員会では若干発言いたしましたし

たが、きょうのお話の最後にまたお話ししたいと思っております。

次に、知的財産権、また、知的財産権法の種類、こういったものがあるかですが、工業所有権法、それから著作権法 著作権法なんかわりとなじみが深いと思うんですね。MCの方も、「知的財産権法ってどういうものですか」ということを質問したら、やはり著作権というのが出てきましたけれども、ただ、もっといろいろありまして、工業所有権法に分類されるものとしては、特許法、実用新案法、商標法、意匠法、不正競争防止法、半導体チップ法、種苗法、いろいろあります。こちら辺は細かいので飛ばしますが、大まかな大事な権利について、今から簡単に、こういった内容なのか、それから具体例を見ていきたいと思っています。

まず特許ですけども、特許法とは発明を保護するもの。じゃあ、発明とは何かというと、自然法則を利用した技術的なアイデアのうち高度のもの、「高度のもの」という限定がついております。実は具体例を挙げる上で一番困ったのは特許権なのですが、特許権の具体例として何か思い浮かぶものがございますか。何をご紹介しますか私自身非常に迷ったんですが、これ、何かおわかりでしょうか。私の事務所のすぐそばの木に、夜、別にクリスマスシーズンじゃなくてもあるんですね。これは青色発光ダイオードですね。今まで青色というのはなかった。赤と黄しかなかった。青はどうしてもできなかった。それが日亜化学により青とか白ができるようになったという、そういうものです。これはノーベル賞級の発明と言われていますが、先ほどの「技術的なアイデアのうち高度のもの」というのは、別にノーベル賞級のものである必要は全くありません。これはほんとうに例外中の例外で、日々特許権が生まれていますが、そのほとんどは、こう言うは何ですけども、それほど大したものではない発明がほとんどです。

それに対して、実用新案法、実用新案権というのは、発明じゃなくて考案を保護する。じゃあ、考案って一体何かといいますと、ここまでは一緒ですね。自然法則を利用した技術的なアイデアで、その後、物品の形状、構造または組み合わせに関するもの。要は小発明です。日本の技術がそれほど高くなかったときに、とても特許を取れるレベルにはない。でも、何らかの保護をしたいということで生み出したのが実用新案権。アメリカには実用新案権というのはありません。じゃあ、先ほどの青色発光ダイオード、このノーベル賞級の発明に対して考案の具体例はどういったものがあるか。考案といいますか、実用新案権の保護に及ぶ考案の具体例。これ、コンビニでおにぎりを買われたこと、皆さん当然あると思いますが、おにぎりの包装ですね。包装のやり方として、上と下、違いますね。上が考案の内容です。こういったことをやることによって、のりが破れないでご飯にうまく絡まって取り出せるという考案です。これが考案の内容。それに対して侵害物があらわれたんですね。これが侵害物のほうです。何が違うかということ、ここはミシン目なんですね、考案のほうは、こちらはカットテープ。ほかにも若干違いはあるんですが、これが一番の違いです。これで侵害になるかということがほんとうに争われました。これ、訴訟になりました。一番の争いは、このミシン目というのとカットテープ、これが侵害と言えるのかどうかというのが裁判で一番の争点になったわけです。こういったのがスモール（小）発明と言われる実用新案権。

それに対して、次、商標法ですが、商標法は商標を保護します。じゃあ、商標とは何かというと、文字、図形、記号、立体的形状、色彩から成るマークで、事業者が商品・役務について使用するもの。こう言っ

てもよくわからないと思いますので、具体例を申し上げますと、これ、どこの会社のかおわかりですか。

【田村委員】 パナソニック。

【阿部委員】 パナソニックじゃないんですね。これは中国で発見されたデッドコピーです。デッドコピーというのは、この商標パナソニックというのだけじゃなくて、多分形状も、それから中身、多分技術も、だから特許権も侵害しているんですね。すべてを侵害している。これを買った人は、今、田村委員がおっしゃったように、これはパナソニックのものだと思って買うわけですよ。そうすると、パナソニックからすると信用が失われる。つまり、パナソニックとしては、松下幸之助の時代からずっと嘗々と築き上げてきた技術で自分たちのCDプレーヤーが生まれたにもかかわらず、これは多分すぐ壊れるんですね、こういうのは。そういうことがあってはいけないというのがありますね。それから、これなんかは香港松下電器でしょうね。これは松下電器の香港支店だというふうに皆さん思われますか。新聞にも載っていましたけど、要するに、松下電器という商標の侵害なんですよ。それから、これはSHARK。ここまで行くと逆にSHARPじゃないだろうというのは明らかにわかるので、商標権侵害じゃないかもしれません。難しい理屈をこね回せばですね。でも、一応商標権侵害だと。全部これ、中国で見つかったものです。これは何とか日立ですね。ちょっと読めませんが。それから、これ、東芝何とかと書いていますね。それから、これ、松下なんですけど、星ですか。こういうふうにいるんな侵害物があります。ここで言わんとしていることは、こういった、例えば松下でも日立でもどこでもいいんですが、嘗々と築き上げた信用というものがありますね。その信用がこのマーク、松下のマークに期待しているんですね。にもかかわらずこういったものを売られちゃうと、その信用が失われる。でも、例えばこれ、中国ですけれども、中国で松下という商標を取ってなければ、こういうのが出て排除する手段がないんですね。要するに、知的財産権を取ってないと、そういう侵害物を排除できない。自分の利益を守る、中国でビジネスをするという上では、そういう知的財産権を取るということは非常に重要です。日本でもそう、アメリカでもそう、各国でそういう権利を取っておかないと自分の権利が守れない。そういう意味で知的財産権は非常に重要なことになります。

それから、これなんかどうでしょう。どこかおかしいと思われませんか。特に疑問は、あれ、ぱっと見、一目見てわからないですか。

【田村委員】 マークが違う。

【阿部委員】 マーク違いますよね。中国でのあれなんですけど、このマークはこれなんですね。トヨタのマーク、これなんです。これがトヨタの商標を侵害しているということで、これがいっぱい出回っているんですね。トヨタは中国で商標権侵害訴訟を起こしました。これに対してこれが類似しているということで。一審で負けました、残念ながら。これは類似していないという判断をされちゃったんですね。日本人の感覚からすると非常に残念ですけども、で、トヨタは控訴するかと思ったら控訴しなかったんですね。控訴しなかった理由というのは、もうビジネス・ジャッジメントです。そうやってどんどん戦っているということがいかにマイナスで、トヨタ車が中国で売れ行きが悪くなるということで、やめろということをやめたということらしいです。これは非常に有名なケースですね。

それから、今まで商標を見てきましたが、次に意匠（デザイン）ですね。意匠法は意匠（デザイン）を保護するものですが、じゃあ、意匠（デザイン）とは何かというと、物品の形状、模様、色彩から成るデザイン。こう言ってもよくわかりませんので、こう見ますと、これ、ホンダのオートバイですね。このオートバイの形、これがデザインなんです。これはホンダじゃないんです。中国で見つかった、これも模造品です。侵害物です。ホンダのこういうものを侵害している、デザインを侵害しているということです。ちなみに、これ、中国の北京にあるJETROの北京センターの二セモノ博物館というところなんです。こういう模造品をいっぱい保管しているんですね。今までの写真は全部そこから引用したものです。これ、またホンダです。ホンダのCR-V、こっち、ホンダのほうですね。これ、デザインで意匠を取っているんです。中国でも取っている。それに対してこういう侵害物が出てきた。似ていますよね。ホンダがこれに対して中国の自分の意匠権を侵害しているということで、侵害訴訟を起こした。それに対して日本でもどこでもそうなんです。こちらの反撃の手段としては、侵害してないというのが1つですけども、もう1つは、そもそもホンダの意匠権、権利というのは無効なんだという、そういう反論の仕方があるわけですね。ここの新聞に載っているのは、「中国のCR-V意匠権無効」、つまり、反撃を、返り血を浴びたということです。侵害訴訟を起こしたら、逆に自分の権利が無効になっちゃったと。ここの新聞で言っているのは、「ホンダ、北京地裁に提訴」というのは、日本で言う特許庁、中国の知識産権局というんですが、そこで自分の権利が無効にされちゃったので、この知識産権局の判断は間違っているということで北京の地方裁判所に上げて、「前の判断をひっくり返してください」と、そういうことを今やっているということです。つまり、日本の大手企業、非常に有名な企業が非常に苦戦していると、そういう状況にあります。

それから、これは、今、意匠（デザイン）ですね。右側が真正品で、左が模倣品ですか、これ、パナソニック、ナショナルですね。こっちが侵害物。もうデザイン、ほとんどそっくりですね。これはどうでしょう。どちらが本物で、どちらがにせものでしょう。私、わからないんですね。ここにはないので。ただ、全く同じですよ。ほとんど。これはどうでしょう。ここにどっちが本物か、にせものかって書いてはありますが、ちょっと見えないですね。これ、ゼブラのボールペンとか万年筆かな、インキ。ゼブラなんですね。私、ゼブラの方の講演を聞いたことあるんですけども、もう中国でこういった模造品がたくさん出るので、中国の、例えばこちらの模造品が侵害物だとしたら、これをつくっている製造現場、工場があるんですね。そこに中国の役人を連れて行って踏み込んで、例えば金型なんかを没収して壊すということをやります。レイドというんですが、それをやるのは非常に危ない。中国の弁護士なんかが行く分にはまだましなんですけども、日本の会社の人なんか行くと、ちょっと後であれですけど、半殺しに遭うんですね。ほんとうにそうなんです。そのゼブラの人が言っていたのは、自分の身は自分で守りなさいと。もしそのレイドといって製造現場に踏み込むことをやるんだとしたら、その日のうちに少なくともその地域のホテルを変えるか、地域を出なさいということをやっていました。日本人は絶対行ってはいけない。そういうことを日本企業はやって自分たちのこういう権利を守っているという現実があります。

これなんかも本物、本物、にせものとありますが、ほとんど一緒ですよ。

それから次に、著作権法のお話をしますが、著作権法とは著作物を保護する。じゃあ、著作物とは何かと申しますと、思想または思想を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの。一般的には、文芸とか美術とか音楽とかですよね。今はそういうものがどんどんビジネス化しています。ハリウッドの映画産業なんかが一番の典型ですね。これもまたにせものなんですけど、中国でウルトラマンですね、あまり似ていませんが、これは円谷プロの著作権を完全に侵害しているんですね。これもそうですね。これもそう。これも侵害物です。

それから次に、じゃあ、著作物とは何かなんですけど、これは日本で訴訟になったんですけども、新聞の見出しありますね。読売新聞が新聞の見出しをつくる。その見出しをあるネットの会社が自分のインターネット上に配信したと。読売新聞が「それは自分の著作物だから、著作権を侵害している」ということで東京地方裁判所に提訴しました。それに対する東京地方裁判所の判断は、新聞の見出しというのはあまりにも短いから、そういったものは著作物とは言えないんだということで、著作権侵害を否定しました。ただ、その後、東京地方裁判所から知的財産高等裁判所 後でご説明しますが、知財高裁に控訴されて、知財高裁でも同じ判断、つまり著作物性が否定されて、著作権侵害はないということは同じ結論だったんですけど、ただ、不法行為 不法行為というのは、例えば私がだれかから物を盗んだとき、それは契約関係がない人同士の話ですね。そういうことを不法行為というんですけども、そういう不法行為に基づいて損害賠償義務を負うんだという、そういう判断をしています。要するに、新聞の見出しみたいに小さいんですね。

じゃあ、この事件の背景にあるものは何か。これ、読売新聞がだれも知らないような日本の小さなベンチャーというか、インターネットの会社を訴えたんです。なぜ読売新聞みたいな大会社がそんなだれも知らない会社を訴えたんでしょうか。これは布石なんですね。グーグルが日本に来ると。グーグルが新聞の見出しを全部オンライン配信すると。それをやっつけるためにここでいい判例をとっておいて、次にグーグルをやっつけるんだということでやったんです。アメリカでも似たような訴訟がありますね。でも、うまくいかなかったと、そういうのがあります。

じゃあ、今、新聞の見出しの著作物性についてお話ししましたけれども、有名な「トンネルを抜けると雪国だった」という川端康成のフレーズありますね。このフレーズをコピーしたら、これは著作権侵害でしょうか。

【丸山委員長】 50年たっている。

【阿部委員】 あ、そうか。著作権の保護期間はですね、もう亡くなってから50年たっていましたか？

【丸山委員長】 あ、亡くなってからですか。

【阿部委員】 ええ。

【丸山委員長】 書いてからじゃないんですね。

【阿部委員】 ええ。ちょっと保護期間の話をするとかやこしいので、それちょっと……。

【丸山委員長】 あ、ごめんなさい。

【阿部委員】 いえいえ。飛ばしていただいて、じゃあ、川端康成が生きているか亡くなって数年だと

した場合にですね。実際、私、これと同じような相談を受けたことがあるんです。芸術家の人が、川端じゃなくて三島、三島の何とかという有名な小説の、しかもサイベンス・ベッカーが英訳した英文の何とかというワンフレーズ、私は全然知りませんでした、非常に有名なフレーズらしいんですね。それを自分の美術作品に入れたいと。それが著作権侵害になるかどうか判断してくださいと、そういうご相談を受けました。全く同じですね。これは説が分かれています。侵害になるという説もあれば、ならないという説もあるんですが、侵害にならないというのは、先ほどの新聞の見出しと同じですね。要するに短過ぎる。これぐらいだと、確かに保護すべきだという感覚もあるかと思うんですが、ここまでで侵害とやっちゃおうと、それはやり過ぎだろうと。新聞の見出しを著作権侵害とやらない理由の1つは、特許と違って著作権というのは、今の丸山委員長のお話にもありましたように保護期間が非常に長い。要するに、権利として実は非常に強いんですね。そういったこんな短いフレーズを1人の人がずっと何十年も独占するのはいけないだろうという、そういうポリシー、政策が実は背後にあります。それと同じで、これぐらいも1人の人に独占させるのはどうかと、そういう判断があれば著作権侵害にならないし、これぐらいだったら独占させてもいいとなれば侵害になると、そういうのが背景にあります。

それから、これは最近、新聞をにぎわしていますが、これは明らかにもう著作権侵害ですよ。要するに、こちら側のスギさんの作品を和田さんは侵害していると。

じゃあ、これはどうか。こちらが著作権者、それに対してこういう絵があるんですね。これは侵害しているかどうか。もうちょっと詳しくご説明しますと、この絵、何をかいているかおわかりでしょうか。ちょっと字が見えないんですが、これ、9thアベニューと書いています。ここ、10thアベニュー、ここ、ハドソンリバー、ここ、カンザス州とかロサンゼルスとかいろいろ書いていますね。ここはジャパンとチャイナとロシア。まず、左側の絵が何をかいているかというのはおわかりでしょうか。ここはどこでしょう。

【田村委員】 ニューヨーク。

【阿部委員】 ニューヨークですよ。ここ、ニューヨークなんですよ。じゃあ、この絵は、かいた人は一体何をあらわしたいと思ってかいたか。これが9thアベニューですね。これ、10thアベニュー。これ、いろんな建物がありますよね。車があって、人までいるんですね。ここ、アメリカのほかの州です。カンザス州とか、ここ、ロサンゼルス、要するに西海岸ですよ。ここにパシフィック・オーシャン（太平洋）があって、日本とか中国とかロシアの外国がぼつんと書いてある。一言で言いますと、ニューヨーカーの近視眼的な物の見方をあらわしているんですね。自分たちが世界の中心だと思っているということをこの絵であらわそうとして、それが『ニューヨーカー』という雑誌に載りました。それがこの作者の意図するところです。じゃあ、その右側の絵がこの左の絵の著作権を侵害しているか。まず、この右側の絵なんですが、ちょっとここは置いておいていただいて、ここを見ますと、ここ、ブロードウェーなんです。ここは5thアベニュー。ここはアトランティック・オーシャン（大西洋）ですね。ここはモスクワ。ここにこういうふうにあって、ここ、自由の女神があって、エンパイアステートビルがありませんが、こうなっている。つまり、どういうことかということ、こちらは太平洋のほうを見ているんですね、ニューヨー

クから。こっちは大西洋のほうを見ている。見ている方向が逆なんですね。どうでしょうか、侵害しているか、侵害していないか。これ、アメリカの裁判で実際に争われた。これ、作者がスタインバーグというんですが、こっちは映画のポスターなんですね。コロンビアピクチャー。スタインバーグ対コロンビアピクチャーズという判例で問題になりました。

じゃあ、ここに行く前に、次、こんな絵だったらどうでしょう。この絵は左の絵の著作権を侵害しているか。ここ、パリですね。ちょっとフランス語読めませんので、わかりませんが、ここ、フィレンツェ。どうでしょうか。侵害しているか、侵害していないか。

【田村委員】 してない。

【阿部委員】 してない。なぜですか。

【田村委員】 絵が違う。

【阿部委員】 これとこれ？ 絵が違う？

【田村委員】 アイデアは一緒だけど、絵が違う。

【阿部委員】 今、非常にいいコンセプトが出たんですけども、アイデアという言葉と、絵というのは、今おっしゃりたいことは表現なんですね。アイデアと表現。アイデアは同じだけど、表現が違うというふうに考えれば、これはニューヨーカーの近視眼的な見方というアイデアは同じですよ。これもパリ・フィレンツェでアイデアは同じかなと。絵が違う。実際の判例はどうだったかという、侵害だというふうに認めました。なぜかという、アイデアは同じで、表現が同じかが問題になるんですが、建物のこういうかき方ですね、四角張っていますけれども。それから、こういう車の位置、実はここの車の位置とか同じなんですね。それから、こういう構図。それからあと、この影、影が方向が同じなんですね。方向が違うにもかかわらず。そういったことを一つ一つ認定していった侵害だという結論になりました。ただ、これはなかなか議論の分かれるところではあると思います。要するに、これは侵害だけれども、これは侵害じゃないということとどこで線を引くか、線の引き方はいろいろあるんですけども、これは確かにアイデアも表現も似ていると。でも、これはこんなんがあるから違いますよと。要するに、この上を見ますと、ここは細かくかいているけど、ここはぼやっとかいている。わざとぼやっとかいているわけですね。ここも細かくかいて、わざとぼやっとかいている。でも、ここはモスクワが、クレムリンですか、非常に詳しいと。それからこんなんもいると。だから、これとこれは似ているけど、これとこれは似てないと、そういう考え方もできないことはない。いろいろあります。

つまり、今、アイデアと表現という言葉が出ましたけれども、じゃあ、特許、パンフレットで後でまたご説明しますが、発明と発見のお話と関連するんですが、じゃあ、特許と著作権、一体何が違うのかというと、こういうグラフがあって、特許はアイデア、著作権は表現を保護する。アイデア・表現二分論といいます。つまり、アイデアの中にも抽象的アイデアと具体的アイデアがあるんですが、具体的アイデアのほうは特許を保護して、その表現は著作権が保護すると。この抽象的アイデアというのは、1人の人に独占させてはいけない、万人の手にゆだねられるべきものだから、これは特許さえ及ばないんだと。発見ですよ。そういう考え方です。

今までは伝統的な文学とかそういったものに対する著作権を見てきましたが、最近では著作権の概念が大分、著作権の対象が変容してきています。これは何かおわかりですか。

【田村委員】 URL、ホームページの。

【阿部委員】 それ、ウィニーなんですね。ウィニー事件、今、ありますよね。私、ウィニー事件、金子さんの弁護士やっているんですが、ウィニーというのは、P2P技術というのはおわかりでしょうか。どなたか、ウィニーじゃなくてもいいんですけど、P2Pソフトを使われたことがある人、いらっしやらないですか。そうですか。学生に聞くと大体いるんですけどね。要するに、ファイル交換ソフトといいまして、音楽、何でもいいんですけど、ボンジョビが好きな人だったらボンジョビの音楽ありますね。それを「だれか持ってない？」というふうに声をかけたら、その人からもらうと。つまり、ただでもらえる。そうすると、音楽の著作権者はCDの売り上げが減少した。それはなぜかという、こういうP2Pソフトを開発した人がそういったことを許しているからだ。著作権侵害、著作権侵害の幫助だとして、金子さんは日本で逮捕されちゃったんですね。刑事裁判になって著作権侵害幫助罪です。

これに対してアメリカでは、ナップスター、聞かれたことあるかと思うんですが、ナップスターも同じようなP2Pのソフトでして、これ、2001年に第9連邦巡回控訴裁判所という、後でまたご説明しますが、アメリカの裁判所で著作権侵害を肯定されたんです。2001年ですね。それでナップスターは閉鎖した。ところが、実はちょっと違うんですが、似たようなソフトであるグロックスターというのが同じ第9連邦巡回控訴裁判所で2004年に裁判になった。これは著作権侵害を否定したんですね。つまり、P2Pのソフトを提供した会社というのは著作権を侵害していないんだというふうに判断した。これに対して、これはどなたかご存じですか。スタンフォード大学のレッシング教授という憲法学者、情報学者なんですが、そのグロックスターの連邦巡回控訴裁判所の判決に対して、本判決はハリウッド法ではなくてシリコンバレー法で書かれていると、こういうことをブログで言っています。おわかりですよ。つまり、本判決の勝利は、技術開発者はハリウッドとレコードスタジオの顔色を見てお願いする必要はないということだと、こういう評価を下しているんですね。ただ、この後、第9連邦巡回控訴裁判所から最高裁に上告されまして、最高裁がひっくり返しました。したがって、判断が変わっています。

それから、今は音楽、伝統的な音楽に対する著作権というのは、こういうコンピュータの発達によってP2Pソフトということで変容してきているというお話をしましたが、もっと変容しているのは映画ですね。ハリウッド。これ、ミッキーマウス。アメリカ、先ほど著作権の保護期間というのがありましたけれども、その著作権の保護期間が一定だったんですね。例えば法人著作物の著作権の保護期間を公表後75年から95年に延長、個人作品の著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長しようということでアメリカで立法で延長されました。それはなぜかという、これなんですね。ミッキーマウスというのが、アメリカにとって世界中から富を集める手段になっているんです。著作権が切れちゃうと富が入らなくなる。それは困るということで、著作権の保護期間を延長した。その立法に対して、このレッシング教授自身が原告となって、その立法は憲法違反である、違憲であるということで裁判を起こしました。連邦地方裁判所で負けて、連邦高等裁判所で負けて、最高裁まで行きました。最高裁でも負けました。で

すから、ハリウッドの産業・ビジネスを支える手段としてアメリカは著作権というのを使っているというのがここから1つわかることと、もう1つ、脱線しますが、非常におもしろいのは、最高裁で著作権の保護期間の延長立法が合憲か違憲かということ判断するとき、法律家の議論だけでなく、ノーベル経済学賞受賞者5名を含む著名な経済学者17名による意見書というのが最高裁に出されたんですね。日本でも法廷経済学という学問がアメリカから輸入されてあるんですけども、経済学的な視点からこういう保護期間を延長してもインセンティブを与えることにならないよと、そういう視点で鑑定書を書いて、そういうのが法廷の場で判断されたというのがあります。

以上で、ざっと知的財産権の種類、具体例についてお話ししましたので、これである程度のイメージをつかめたかと思います。

あとは、特許権について、あまりに深入りせずに、ごくさらっと見ていきたいと思いますが、いろいろあるんですね。

例えば、まず特許性についてなんですが、日本の特許法の1条に、下線を引いてありますが、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする」、2条に「『発明』とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」ということで、これが前から何度も申し上げている発明と発見ということで、発明しか保護されないんだということの根拠です。

じゃあ、アメリカはどうなっているかということ、アメリカの特許法101条には条文があるんですが、日本の条文のように、一体、発明とは何かという、こういう定義規定はありません。その条文からはわからないんですね。言われているのは、「人間によってつくられたもので太陽のもとにあるものはすべて特許の対象になる」と、こういうことを言われています。「ただし、自然現象、自然科学の原理の法則は特許の対象とならない」、これは一緒ですね。こういうところからこんな特許が生まれました。これ、実際にアメリカのこれ、何の特許かわかりですか。

【田村委員】 ゴルフの仕方。違うか。

【阿部委員】 はい、ゴルフのパターの方法。こんなのがアメリカでは特許になっているんですね。つまり、「人間によってつくられたもので太陽のもとにあるものはすべて特許の対象になる」と、こういう考え方からこんなまで特許になっているというのがアメリカの現状です。

例の発明と発見の話をしてみると、発見とは、以前から存在するものを見つけ出すこと。それに対して発明とは、人が創作したもの、発明される以前には存在しなかったもの。こういった区別がありますね。単なる発見には特許は与えられない。発明に対してだけ特許が与えられる。じゃあ、発明と発見の区別はということなんですが、アマゾンの花を見つけた、珍しい花を見つけた、これは発明でしょうか、発見でしょうか。

【田村委員】 発見。

【阿部委員】 発見ですね。じゃあ、フルーツサラダ、これはどうでしょうか。

【田村委員】 発明。

【阿部委員】 なぜ？

【田村委員】 まぜるということは前はなかった。

【阿部委員】 なるほど。反対意見の方いらっしゃいますか。あれ、皆さん全員一致。

【栗山委員】 じゃあ、発見で。

【阿部委員】 発見ですか。なぜ。

【栗山委員】 それ以前からずっとつくられていたもの、やられていたもの、要するに。

【阿部委員】 フルーツサラダが？

【栗山委員】 うん。

【阿部委員】 ああ、そういう意味ですか。じゃあ、フルーツとサラダをまぜるということが発明か発見かという。

【栗山委員】 あるときから突然まぜることになったということですか。

【阿部委員】 問題の立て方が確かに難しいんですけども、じゃあ、その次のとして、フライドエッグはどうでしょう。

【田村委員】 発明。

【阿部委員】 なぜ？

【田村委員】 人間が創作する以前には存在しない。

【阿部委員】 この例はですね、私がアメリカのロースクールで最初の特許法の知的財産権法の授業で習った、1限目に習ったことで、今でもよく覚えているんです。先生が、アマゾンの花を単にピックしただけだったら、それは発見だよと。フルーツサラダについては発見だと言っていましたね。発明じゃない。これはなぜかという、ヒューマン・インターベション、人間の行為が介在していないからだ。それに対してフライドエッグは、これはニューフレーバー、新しい香りとかいろいろなのがあるから、これは人間の行為が介在していて、これは発明だと、そういうふうに言っていましたね。

【田村委員】 ドレッシングを入れれば良いということですね。

【阿部委員】 え？

【田村委員】 ドレッシングを入れれば。

【阿部委員】 サラダですか。

【田村委員】 はい。

【吉村委員】 あわせただけじゃ……。

【栗山委員】 人間の技術が介在しているとしたら、ちょっと理解するのに、例えば大きさですよ、食べやすい大きさにするとか、ものすごく細かく刻むとか、そういう作業が入っていても、それは単なる発見ですか。

【阿部委員】 よくわかりません。もうグレーなんですよ。グレーな例として挙げられていますから。

【栗山委員】 グレーな例としてですか。

【阿部委員】 うん。

【森崎委員】 それは多分、フルーツサラダというものをアメリカ人が言うのと日本人が考えるのは違うんだよ。アメリカ人が言うフルーツサラダって、町でその辺に売っている、ただばさっところ.....。

【田村委員】 ただミカンとリンゴと上にブドウが入っているだけ。

【森崎委員】 そうそう、それがフルーツサラダなんですよ。日本人はそう思わないでしょう。

【吉村委員】 ドレッシングとかね、何か。

【田村委員】 特殊な味の取り合わせで何々という.....。

【森崎委員】 シロップがかかっている何とかというのを日本人は思うじゃないですか。

【阿部委員】 ああ、なるほど。

【栗山委員】 そうだ。グリーンサラダっていうと、葉っぱが積んであるだけですよね。

【阿部委員】 ということですね。で、例のパンフレットなんですけど、「この研究において新たな発見ができる可能性があります、研究協力をしていただいた方にこの発見に関する知的財産の権利はありません」。これは、今の説明から、発見については特許は与えられない。発見については特許はないので、知的財産の権利はありませんというのは間違いなんですよ、法律的には。ですから、また後でご説明しますが、発見されたものに対する所有権があるか、発明に対する特許、知的財産権があるか、どちらかということになりますので、このパンフレットは今でもちょっとという形.....。

【田村委員】 でも、アマゾンの花に何か薬効があるとかといたら、それは特許になるんですよ。

【阿部委員】 どうですか。専門家がいらっしゃるから。

【加藤委員】 そうですね、薬効があっても、でも、薬効に基づいて薬をつくらなきゃなんですよ。花をとってきたけど、薬効があったって、依然として花だったら、やっぱり発見ですよ。

【田村委員】 ならないんですか。

【加藤委員】 ええ。何か、今おっしゃったように人為的な介入があって花から薬へとか、何かないただめですね。調べたらたまたま成分として薬効があったというだけじゃだめですね。

【池田企画官】 薬効があったというだけではだめなんですか。そうすると、何かその辺の土の中から微生物をとってきましたと。これが何かになりそうですと言っている時点では別に保護されなくて.....。

【加藤委員】 ただ、微生物の場合はとってくる段階で人の手が介入していて、要するに微生物と土がまざっている状態から微生物だけの状態にしてきて初めてわかるわけですね。花は多分、引っこ抜いてくれば大体その花の成分とかわかるわけですから、そんな人の介入ってしないんです。微生物をとってくるのは難しいですよ。まざった状態にあるやつと、それを単離して微生物だけという状態にするのとは少し差があるので、そこでわりと分けたりします、日本は。

【阿部委員】 じゃあ進めますと、これはどういったマウスがおわかりですか。

【田村委員】 肥満、太り過ぎ。

【森崎委員】 そんな太ってないよ。

【吉村委員】 しっぽがちょっと変じゃない？

【阿部委員】 これはオンコジーンマウスですね。ハーバードマウスと言われていますが、がんにかか

りやすくなるマウス。で、アメリカは、このハーバードマウスそのものについて特許を取ったんです。アメリカというか、ハーバード大学というか、アメリカで取りましたね。そのとき議論があったのは、特許というものを生物そのものに対して取得させていいのか、そういう議論がありましたね。でも、アメリカは取れた。日本も取れました。じゃあ、これは、A Higher Life Forms Patentable? (アー・ハイヤー・ライフ・フォームズ・パテントブル?)ってありますね。同じようなネズミ、同じようになって、これ、同じネズミです。同じというのは、がんのマウスですね。カナダの最高裁は、こういった生物に対して特許を取得させることはできませんというふうに言いました。ヨーロッパで議論があって、何か一たん取れたような形があったみたいなんですけど、グリーンピースの反対とかでいろいろ非常に難しい動きがあるというふうに聞いています。

それ、ご存じですか。あ、さすがにこの委員会の方は。人間の耳で、要するに再生医療ですよ。これはご存じですか。風船の中に赤ちゃんが入っていて、お母さんは抱っこできませんよね。パブル・ベイビー・シンドロームといって免疫の病気だから、ずっとこの中にいなきゃいけない。じゃあ、この子をどうやって治療するかというと、遺伝子治療しかないですね。

なぜこの2枚のスライドをお見せしたかということ、再生医療と遺伝子治療についてお話ししようと思ったからなんですけど、医療行為と特許については、医療行為には日本では特許権を与えない運用がずっとありました。理屈はいろいろあって、裁判所とか特許庁の判断というのがあったんですけども、そうすると、お医者さんが画期的な外科的手術を発明したと。実際、私のところにもご相談に来られました。ある外科医の方が「私は手術法についてこんなすごい発明をしたんだ。特許を取りたい」と。「残念ながら日本では取れませんね。でも、アメリカだったら取れます」と、そういう話をしました。で、遺伝子治療の方法も特許を取れない。これがずっと日本の状況だったんですね。

それに対してアメリカは医療行為も特許を与えるんです。ここが違い。手術方法にも特許が与えられます。実際に医師が医療行為について特許を取って、その特許に基づいて権利行使、つまり侵害訴訟を提起したという事件が2件あります。モートン事件判決というのと、ポーリン事件。モートン事件というのは、麻酔科医の医師による権利行使の事例。それから、ポーリン事件というのは眼科医、白内障の手術の方法ですが、医師による権利行使。こういったことをされると、目の前の患者さんに手術しようとしている医師に対して差し止め請求が来て、手術を差し止められて患者が死ぬなんてことがあってはいけないだろうという、当然そういう人道的な議論があるわけです。この事件を契機としてアメリカの特許法は改正されて、287条C項というのができました。これは何かというと、医師の行う医療行為については、医療行為に関する特許を侵害しても原則として損害賠償・差し止めの対象にならないと。つまり、損害賠償や差し止めはできませんよという、こういう足かせをつくりました。ただ、特許は取れますし、遺伝子治療についても特許は取れるというのがアメリカの現状です。

日本ではずっとそういうことで取れなかったんですが、先ほど申し上げました2枚のスライド、再生医療とか遺伝子治療、こういった領域で特にアメリカに負けていると。日本の国際競争力を高めなきゃいけない。そのためには、そういった再生医療とか遺伝子治療の分野にも特許を与えてインセンティブを高め

なければいけないということから、特許庁の審査基準というのが改定されて、そういったところ、一定限度で特許を取れるようにするというふうになりました。

以上が特許性の話ですが、次に、ここはややこしいのでごく簡単に申し上げますが、どんなものでも特許が取れるわけではなくて、まず、新規性といまして、過去に全く同じものがあれば、それと同じことをたまたま例えば5年後に発明したとしても、それは特許を取れないですね。ということは、全く同じものはだめ。それに対して進歩性というんですが、全く同じじゃないけど、ちょっと似ていると。ちょっと違いがある、似ている。そういうときどうかというのは非常に微妙な判断になります。なるんですが、ちょっと似ているくらいじゃだめだと。鉛筆があって、消しゴムがありますよね。その2つを組み合わせる。そうすると鉛筆の上に消しゴムができますよね。それは特許になるか、それが進歩性があるかという、そういう話になります。

それから、クレーム解釈、これもややこしいのでごく簡単にご説明しますが、特許を取るときには、さっきの遺伝子治療でも何でもいいんですが、そういう発明の内容を言葉であらわさなきゃいけないんですね。言葉であらわしたものをクレームといいます。ただ、そのクレームというのは言葉であらわしていますから、発明の内容を100%純粋に書きあらわせるとは限らない。どうしても限界があるんです。そうすると、その特許権に基づいて権利行使しようとしたときに、そのクレームの内容について争われるんですね。つまり、そこに解釈の違い、そういうことがあります。もう難しいのでこの程度にします。

それから、均等論というのがあるんですが、もし特許のクレームがpH3~7という何かの発明だとします。例えばだれかがpH6を使っていたら、これは侵害でしょうか。

【田村委員】 はい。

【阿部委員】 侵害ですよ。3~7の範囲に6が入りますから。じゃあ、pH9を使っていたらどうでしょう。侵害ですか。

【田村委員】 ううん。

【阿部委員】 侵害じゃない？

【田村委員】 うん。

【阿部委員】 侵害だと思われる方いらっしゃいますか。どなたもいらっしゃらない。原則は侵害じゃないんですが、一定の場合に侵害としなきゃ保護がどうしても図れない場合があるんですね。そういう場合のために生み出された理屈が均等論ということです。同じような議論は、ここに看板があるんですね。「ここに馬をつなぐべからず」という看板がある。牛をつないでいいか。牛つないでいいですか。

【丸山委員長】 うん。

【阿部委員】 なぜ？

【丸山委員長】 馬だけ禁じられているから。

【阿部委員】 馬としか書いてない。だったら、牛と書けばいいじゃないかということですよ。でも、それに対して、この看板を掲げた人の趣旨が、馬をつながれたらふんされて臭くてかなわんと。牛のほうも同じくらい臭いということであれば、牛もつないでいいじゃないかというふうに解釈できる余地があるんで

すね。それは均等論と同じ考え方です。要するに、牛をつないでほしくないんだったら馬と牛って書けばいいじゃないかというのが、ここでもpH9を侵害されたくないんだったら、pH3~7じゃなくて9を書けばいいじゃないかと、そういう議論になるんですけども、一定の場合にはそういうことを酌み取って侵害としなきゃいけない場合があります。

実際、日本でバイオの特許侵害訴訟というのがアメリカのジェネティックが日本の東洋紡、住友製薬を訴えたケースというのが、大分前ですけど、ありました。ここで245番目のアミノ酸残基が特許のほうはバリンだったんですけど、侵害物というか、東洋紡のほうはメチオニンということで、この1個だけが違った。そのときに、それは侵害なのかどうかということが争われました。大阪地方裁判所は、それは違うんだから侵害じゃない、非侵害だという判断をしたんですね。それに対して大阪高裁に控訴されて、それはたった1個のアミノ酸の違いでそういった判断をするのはおかしいだろうということで、均等論というのをバイオの分野で初めて適用して侵害だという判断を導きました。

日本は均等論というのがなかったんですね。その後、1998年に最高裁によって均等論というのはできました。これはどういうことかといいますと、均等論というのがないと、さっきのpH3~7だったら、2でも9でも10でも全部、非侵害になるんですね。要するに特許権の保護は非常に薄いんです。アメリカはもう均等論というのは非常に発達してきて、かなり均等論で侵害というのがありました。日本は1998年は均等論はなかった。で、アメリカとか諸外国から言われていたのは、日本というのはクレームの範囲が狭い、均等論がない、したがって権利者にとってアンフレンドリーな国だ。だから、いろんな外国の会社がありますけれども、日本をジュリスディクションとして選択して、日本で訴訟を起こして侵害者に対して提起するという事はなかなかしなかったんですね。それは1つには権利の保護が薄いというのがあります。それから、損害賠償が低いとか審理が遅いとかいろいろあるんですけども、一つの理由でした。

それから、これもごく簡単にご説明しますが、特許権というのは、先ほどの意匠のホンダのを見ましたように無効になり得るんですね。それは、特許が一たん成立した後も無効になるんです。特許で侵害訴訟を起こすと必ず相手から特許の無効の抗弁というのが裁判所で出て、かつ、特許庁で無効審判という手続がなされます。意外と特許無効になることが多いんですね。一つの極端な例は、パチンコの特許訴訟で、日本でも一番高額な損害賠償額90億円の判決が出たんですね。それは裁判所で90億円の損害賠償額が出たんですが、その直後に特許庁でそのパチンコの特許は無効だという、そういう審決が出ちゃった。もうアンバランスというか、ダブルトラックがあるがために、特許権の侵害というのと無効というのは全く別々に判断されています。若干最近は変わった面があるんですけど、そこは省略します。

それから、いわゆる職務発明。これ、中村教授ですけども、日亜化学を訴えた青色発光ダイオードの、これは日本では特許法と労働法と契約法の交錯分野でいろんな分野が入っているんですね。特許法だけじゃないんです。使用者と労働者の関係、労働法。それから、契約がどうなっていたか。ところが、インセンティブを体現する国で最たるものであるはずのアメリカでは、実はこれは特許法の問題じゃないんですね。純粋に契約法の問題で、アメリカではこういう職務発明というのは契約でサインしたらおしまい。だ

から、こういう訴訟は起きないんですね。日本で特許法の訴訟として起きているというのは、アメリカの学者からすると非常に不思議。私がアメリカにいたときに、先生に「職務発明が日本で話題になっているから、これを日米比較のテーマとして一つ選びたい」ということを言ったら、「そんなの選ぶな。それは特許法の話じゃない。それは契約法の話だから、そっちに行け」と、そういうことを言われました。それぐらい全然違う分野だということになっています。

それから、特許の紛争ですけれども、プロパテント、強いパテントということがまずアメリカで起きた。それはなぜかという、双子の赤字で苦しんでいたアメリカが、強いアメリカの再生ということで1980年ごろにレーガン政権が生まれて、レーガンに対してヤングというヒューレット・パッカートの社長がヤングレポートというのをつくりました。製造業で日本にやられている。じゃあ、アメリカはどうやって生き残るか、どうやって強いアメリカを再生させるか。それはもうIP（インテレクトチュアル・プロパティ）、知的財産権に頼るしかないということで、強い特許を取得できるような国にしよう、そういうことでプロパテントということがなされました。これがまず出発点ですね。

C A F Cというのがありまして、Court of Appeals for the Federal Circuitというんですけれども、アメリカの高等裁判所で、特許事件、それから軍事関係、軍関係、国関係の事件を扱うんですが、そういった裁判所が1982年の前にはなかったんですね。一審裁判所で判断された後に高等裁判所に控訴されますね。それが各巡回控訴裁判所というのが1から11プラス1個あるんですけれども、それごとにばらばらだった。どういうことかといいますと、この人は後で最高裁判事になった人なんですけど、特許についての見解を聞かれたんですね。「特許について見解はありません。なぜなら、私は特許の有効性を認めない第2の出身だからです」、こんなことを平気で言っていた。これはどういうことかといいますと、こうやって地域を区切っているんです。で、1から2、3、4、9、10、11、それからワシントンD.C.に特別区があって12個あるんですね。例えばカリフォルニアとネバダとかこういうふうにあるんです。今の第2は特許の有効性を認めない。だから、特許の無効率が非常に高かった。どこかこら辺は特許の無効率が非常に低い。ばらばらだったんですね。これじゃとてもアメリカの産業というのは諸外国、特に日本に対して戦えないということで、これを統一しようということで、ワシントンD.C.にC A F Cという特許専門の裁判所をつくって、それで高等裁判所が今までは1から地域ごとに11プラス1個のそれぞれに行っていたのが、ワシントンD.C.だけに集中して行くようになって、それで判断の統一性、特許の有効性の統一性ということをして強いアメリカを再生させようと、そういうことをしました。

ちょっと脱線したいんですが、日本の会社がアメリカのいろんなところで訴えられるんです。1から11というのは高等裁判所の番号ですから、地方裁判所は例えばカリフォルニアだったらいっぱいあります。いろんな各都市にあると思ってください。日本の会社が訴えられ、日本の会社にとっていい管轄、いい場所と悪い場所というのがあるんですね。どこで訴えるのがいいか、どこで訴えられる、訴えるのかいいか、どこかアイデアございますか。訴えられたら困る、嫌だということ。

【田村委員】 1番。

【阿部委員】 1というか、その都市でおっしゃっていただければ。

【田村委員】 ボストン。

【阿部委員】 なぜですか。

【田村委員】 アメリカ人のプライドが高いから。

【阿部委員】 なるほど。ボストンは多分そうでもないですね。皆さんがトヨタの社長だったら、どこで訴えられるのが一番嫌ですか。

【森崎委員】 D.C.じゃないんですか。D.C.かニューヨーク。

【阿部委員】 デトロイトですね。

【森崎委員】 デトロイトか。そうか。

【阿部委員】 カメラの前で日本車をたたき割っている人が陪審員になって判断するんですね。アメリカの陪審員裁判というのは、この間の日経にも載っていましたが、ある陪審員が発言していた。日本企業とアメリカ企業の裁判で、「私の父親は第2次世界大戦、日本軍に殺された。だから、この日本企業は負けさせたいんだ」ということで、最後までその人は頑張ったらしいんですね。そういうのが陪審員裁判です。ですから、デトロイトは避けなきゃいけない。もう1カ所あります、避けたほうがいい。これは難しいので言いますと、サンディエゴらしいんですね。何でサンディエゴなのかなと思ったら、サンディエゴは軍港らしいんです。軍港だから対日意識が悪いということで、そこは避けたほうがいいですよというのがありました。逆に、日本企業、ここでいいということはどこでしょうか。1つはサンフランシスコ、これは西海岸でアジア系が多くて、そんなに対日意識が悪くない。もう1つはデラウェアなんですね。デラウェアというのはアメリカでも2番目に小さな州で、過疎の州です。過疎の州だから、振興しなきゃいけないということで、会社法を変えて、多くの大会社がそこに本店登記しているんですけども、税制上有利になるとか、いろいろやっているんですね。会社法の措置だけじゃなくて、特許裁判も非常になれているということで、そういう過疎のところのデラウェアというのが結構いいというふうに言われています。

じゃあ、日本企業関係なしに、特許権者にとって選びたいところってどこでしょうか。侵害者じゃなくて特許権者側に立った場合、フリーに選べるとしたらどこに選ばれますか。

【栗山委員】 ウォルト・ディズニーのあるところとか。

【阿部委員】 ああ、その話をちょっと後でしようと思ったんですけど。

【栗山委員】 すみません。

【田村委員】 シアトル。

【阿部委員】 ああ、シアトル。ここなんです、5番。テキサスですね。なぜかといいますと、陪審員裁判になったときに陪審員が判断しますね。これは私の発言じゃありませんので、これはアメリカの弁護士の発言ですけども、「テキサスというのは全米で最も知的レベルが低い人たちが集まっているんだ。だから、侵害しているかどうかの判断を求められたときに、すぐ侵害しているという判断をする」と。これ、ほんとうにそれで、今、トレンドで、テキサスを選ぶというのがほんとうにトレンドになっているんですね。ここに集中しているというのがあります。

それから、今、特許のお話をしましたが、著作権の高等裁判所 特許は先ほど申しあげましたように1から11が捨てられて、ここのワシントンD.C.のCAFCというのだけになりました。著作権とか商標とかいうのはずっと1から11に残っているんですね。でも、差があります。著作権にとって重要な管轄地というのは1から11のどこでしょうか。

【丸山委員長】 2番。

【阿部委員】 2番、なぜですか。

【丸山委員長】 ニューヨークを抱えている。

【阿部委員】 はい、ニューヨーク、出版の町だからですね。文化の町。だからいろんな著作権の判例が出てきます。もう1つは、先ほど栗山委員がおっしゃったウォルト・ディズニーがある、ハリウッドがある9番ですね。カリフォルニア。ここは映画の町。商標もいっぱいブランド物がありますから、商標の判例もいっぱい出ます。だから、2番とか9番の管轄の判例というのが、著作権の判例がいっぱい出るところで重要な判決が出ます。それに対して、また引き合いに出して悪いんですけども、テキサスみたいな5番の判例というのはそんなに重要でないと。そういうふうな優劣の差があるんですね。そういうことがあります。

それから、このようにCAFCというのができた。1982年に判断統一性のためにCAFCをつくって、最高裁の上告というのは、最近ここ一、二年はアメリカの最高裁で特許事件とか知財事件が起きる率が非常に数が高まっているんですが、それまでは年に、一、二件しか受けなかった。それはどういうことかということ、もうCAFCという高等裁判所が、事実上、特許については最高裁として機能しているということになります。それぐらい判断の統一性がなされていた。ただ、現在、いろんな問題があるんですが、これはちょっと省略します。これがCAFCのホームページですね。いろんな裁判官がいて、この裁判官のバックグラウンドによって判断が分かれています。製薬会社の社長だった人とか、それから純粋なサイエンティストだった人、それから、例えばレイダー判事みたいに、ハッチ上院議員のもとで働いていた立法作業に携わっていた人、いろんな人がいます。その人たちのバックグラウンドによって判断が全然変わってきます。

それから、日米のハイテク摩擦と書きましたが、1982年にIBMのいわゆる産業スパイ事件が起きましたね。2001年には遺伝子スパイ事件が起きた。これはやっぱり、その当時のコンピュータ、最近のバイオ、こういったものに対してアメリカが日本の台頭に危機感を募らせてこういうことをやった。そのほかに、90年代にアメリカ企業が日本企業をアメリカで提訴する事件が非常に増えました。それが、例えばミノルタがハネウェルにやられた166億円もの事件とか、それからセガがコイルという人にやられた57億円事件とか、いろいろあります。最近では、今年ですけども、東芝が300億円というのがありました。カリフォルニアですね。これは1990年代なんですけど、今、若干、この嵐は当時と比べると減っています。台湾企業が結構今やられているんですね。台湾企業がアメリカ企業にアメリカでやられているので、アメリカの弁護士が台湾にどんどん飛んでいってプロモーションして、アメリカの裁判というのはこういうものなんですよということを教えて、クライアントを獲得しようということをやっています。

す。そういう動きがあります。

そういった状況から、日本も知財高裁というのをつくりまして、知的財産については判断の統一性・迅速化を図るために知財高裁で判断しましょうということがなされました。

それから、ここはちょっと飛ばしますが、裁判の迅速性。遅かったんですね、日本の裁判というのは、刑事事件ですら遅かった。小泉首相が川柳で「思い出の 事件を裁く 最高裁」と詠みましたが、とにかく遅かった。で、2年以内に判決を出しなさいという裁判迅速化法というのをつくった。それまでは、例えばこれ、知財事件の審理期間ですけども、30カ月、2年以上ですね。それが平成15年になると1年ちょっと。アメリカのあるセミナーに出たときに、日本のスピーカーがしゃべって日本の裁判がどれだけ早くなったかということを行いましたら、外国の弁護士が驚嘆して「昔は遅かったよね、信じられないね」と、そういう感想を漏らしていましたけれども、そのように早くなった。高等裁判所レベルですと17カ月から9.9カ月というふうに早くなっています。

これが日本の状況ですけども、実はアメリカは早くないんですね。アメリカも早いところと遅いところがあるんです。これはアメリカで一番早いところなんですが、ロケットのように早いからロケット・ドケットと呼ばれています。ここ、何書いてあるか読めますか。「justice delayed justice denied」ってあるんですね。そういう意味です。で、この正面玄関、これがここに当たりますが、これ、何かおわかりですか。これは。

【田村委員】 ウサギ。

【阿部委員】 これは何をあらわしているでしょう。

【田村委員】 ウサギとカメの競走。

【阿部委員】 これは、私、ここの裁判所に行って職員に聞いたんですけど、「これは、我々はカメではなくてウサギであるというポリシーを体現するために裁判所の玄関に彫刻を飾っているんだ」ということをはっきり言っていました。ここは特許事件で早いんですけども、特許だけじゃなくて、ほかの普通の民事事件、それから刑事事件も非常に早いということで有名な裁判所です。ちょっと余談ですけども、これは最高裁判所で私が買ってきたものなんですけれども、「Supreme Court of the United State、slow and steady」と、何か若干裁判所によってポリシーが違うというのは非常におもしろいですよね。

それから、特許制度というものに対して、大分前の委員会で田村委員の発言もありましたけど、特許というのは一体独占することがいいのか、そういう議論がずっとあります。これは肯定派です。「リンカーンは、『特許制度は天才の熱情という炎に利益という油を注いだ』」、これ、アメリカの国務省にこういう言葉が今でも張ってあるそうです。「特許制度はイノベーションやインセンティブを確保し、ひいては」云々ということで、要するに、こういったものがないと、人間、切磋琢磨しようと考えないで技術が発展しない、イノベーションが生まれないというのが、特許制度を肯定する側の議論です。これに対して、『DNAを金に変えた男たち』と。要するにDNA特許ですよ。この本、非常におもしろいんですけども、こういう批判的な見方があります。これなんか、製薬会社の真実として、製薬会社、VIP巨大製薬会社の内情を書いているんですが、非常に批判的で、ちょっと見にくいですが、これ、目次なんですね。

この第10章に「パテント・ゲーム 独占権の引き延ばし」とあります。要するに、製薬会社というのが特許というものを、自分たちの独占権をとにかく延長するために使っている、そういう弊害があるんだということをこの本は訴えているわけです。

前のマレーシアのマハティール首相が、特に発展途上国からすると知財って一体何なのかと。それはもう富める国にとっての手段でしょうという議論があるわけです。不公平感があると。発展途上国にとってはないほうがいいんだと、そういう議論をされていますよね。

コモンズの悲劇とアンチコモンズの悲劇というのがあるんですが、コモンズの悲劇というのがもともとありまして、共有の牧草地で羊飼いが牧草地の許容量を超えても羊を増やし続け、最終的に牧草地が荒廃してしまうと、こういう弊害があります。貴重な資源を共有とした場合に生ずる過大利用の問題に対する警告としてコモンズの悲劇ということを言われた。じゃあ、このコモンズの悲劇を防ぐにはどうすればいいかということ、それぞれの羊飼いに私有地を与えて羊を飼育させると。要するに私権の設定をする、独占をさせるということでコモンズの悲劇を避けようということが生まれた。ところが、この私権の設定は、コモンズの悲劇は防いだけれども、新たなアンチコモンズの悲劇というものを特にバイオの分野に生み出した。どういうことかということ、川上の基礎研究部門、例えばさっきの本ですけれども、遺伝子をコードするDNA配列なんかの特許を認めさせちゃうと、そういう特許の乱立が川下の最終製品である例えば薬剤なんかの開発をより困難にすると。で、この人たちが訴えているのは、研究者というのは伝統的なサイエンス・コミュニティの規範に回帰して、研究成果をパブリックドメインに置くべきであるということを訴えています。これはバイオの分野ですけれども、ソフトウェア開発の分野なんかでは、コピーや改変の自由を認めるオープンソース方式というのがあるんですね。要するに、お金もうけにしない。それでもどんどんどんどん開発が進む、そういうことがなされています。

先ほどのスタンフォード大学のレッシング教授はいろんな本が日本で翻訳されていますが、そのうちの1つで『コモンズ』、ネット上の所有権強化は技術革新を殺すと、こういう主張ですね。ちょっとこれ、細かいことを言うと、ネット上の所有権というのはちょっと気になりますけど、それは置いておいて、そういう立場です。

以上で知的財産権については終わりました、あと2つのスライドで終わりますが、冒頭申し上げました知的財産権というのと所有権の違いですね、これ、パンフレットですけれども、遺伝子や血清はバイオバンク内で保管されますと。それから、新たな血液などの試料は長期間保管させていただきますと。これがちょっと私が前回の委員会で申し上げたことで、これは、保管というのが法律上、単なる寄託なのか、所有権が移転しているか。私の考えでは、例えばこれはまず所有権がバイオバンクのほうに移転して、患者さんのほうには残っていないというふうに読んでいいとは思いますが、仮に、30万人もいますから、万が一どなたかが裁判を起こした。裁判を起こしたとしても、裁判官10人いれば9人は所有権は完全にはないという判決を下すと思います。でも、1人は下さない可能性がある。それから、そもそも、このプロジェクトにとってはそういう裁判を起こされること自体が非常にマイナスだと。そうすると、そもそもパンフレットで所有権はバイオバンクにあるんだということを明記したほうがいいというの

が、前回、私が申し上げようとした提言です。ちょっと調べましたら、UKバイオバンクでは、Who Own the Data Samples (フー・OWN・ザ・データ・サンプルス)ということで、UK Biobank is a Legal Owner of the Database under Sample Collection (UKバイオバンク・イズ・ア・リーガル・オーナー・オブ・ザ・データベース・アンダー・サンプル・コレクション)というふうに明確に書いているんですね。リーガル・オーナー。だから、それをここでも明記したほうがいいんじゃないかなというふうに思っ
て申し上げました。

以上です。ありがとうございました。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

では、加藤委員のほうで資料を用意していただいていますので、引き続いてお願いできますか。

【加藤委員】 じゃあ、きょうは知財の関係のお話があったので、医薬特許の観点で「利益配分について」ちょっと1点だけ情報提供したいと思っています。

今、阿部委員のほうから最後のところで説明があったような生体の材料の提供者への利益の還元というところがありました。「生体材料の提供者への利益還元」という点で見ますと、まさに患者さんの提供された細胞があって、それに基づく研究開発をしたときの医薬特許というのが知財なわけですけども、普通は知財というのは独占権ですから、利益は全部知的財産を持っているところに行くわけですけども、この場合は利益の還元というのが少し問題になっていて、細胞を提供した患者の所有権はどうするかという議論があるわけですが、今お話がありましたので省略をして、おそらく決まりはないわけですし、アメリカの判例のムーア事件などはあるわけですけども、インフォームド・コンセントというところは必要かもしれませんけれども、そこはこれからの議論になる。

ただ、細胞なら何でも特許になるかということ、そうじゃないということがあって、参考として、ヒトの細胞の特許性について、患者さんの細胞といっても、細胞をつくるところで最初のヒトの胚というレベルから、胚を破壊して人のES細胞、そこから細胞はいろいろ分化をして、ヒトの心筋細胞とかいろんな特別の各臓器の細胞とか組織になるわけですけども、そういう細胞をつくる段階に応じて特許に全部なるわけじゃないというのがあるわけです。

日本の例はちょっとナーバスなので書いてないんですけども、ヨーロッパとかアメリカでも全部が全部ヒトの細胞が特許になるわけじゃないということで、当然、一番上のヒトの胚というのは全能性といって、ほうっておくと人間になるわけです。ヒトは当然、特許を付与しちゃうとまずいということがあって、英国と米国とヨーロッパではヒトの胚は特許にはならないわけですね。ただ、ヒトの胚を破壊してヒトにならないような細胞、ヒトのES細胞といいますか、そういうものは実はヨーロッパと英・米で少し議論が食い違っていて、ヨーロッパはやっぱりそこは非常に慎重で、どのレベルでもES細胞を経由していくものは三角になっているんですけども、英・米については、ヒトにならなければ、細胞のレベルでまともなものであれば特許にするという形で運用しているので、この辺から、同じ細胞でも、日本も含めて、外国の例を見てもそうですけれども、全部が全部細胞なら特許になって知的財産の還元を考えなきゃいけないかということ、そうではなくて、細胞にもいろいろレベルがあります。そこは何か難しいところだとい

うのが1つ目です。

もう1つは、「遺伝資源の提供者への利益還元」。これは具体的には、例としては薬草って書いてありますけど、さっき質問があったアマゾンの花でもそうですね。アマゾンの奥地の花を調べたら、その薬の成分がわかって、それをもとに薬をつくったときに、じゃあ、アマゾンの人たちがその花をずっと所有していたわけなので、彼らにも何か利益の配分をしなければいけないという、そういう議論があります。したがって、ヒトの細胞への利益還元とわりと近いわけですね。したがって、知的財産としては、原住民から提供された遺伝資源ですね、アマゾンの花ならそうですけれども、そういうものに基づく研究開発で得られた医薬特許で、それを原住民に利益の還元をするべきかどうかという議論が、実はこれ、最近の知財の分野では懸案事項になっていまして、国際会議もこの議論でほとんどとまっていまして、南北問題になっている実は非常に大きな問題なんです。でも、国際法制で生物多様性条約がもうちゃんと発効していて、その中で、各国は自国の遺伝資源に対する主権的権利を有する。遺伝資源の研究等から生ずる利益を遺伝資源の提供国に配分とうたわれていますので、これも実はヒトの細胞の所有者に対する利益の還元とわりと同じような形で最近議論されているので、ご参考までに紹介した程度です。

それから、そういった結果、得られた医薬ですね、医薬品の発明の審査基準について、最近、改正があったので、医薬とか医療ですね、そういう分野の発明というのはどういうところで許されているかと。ちょうどさっきも阿部先生のほうからもお話があったように、医療行為ですね、お医者さんがやる行為には特許権というのは及ばない、特許付与ができないわけですが、ちょうど1年前に薬の審査の基準が変わって、薬が1個、2個、または剤型変更といって、薬と単体とまぜたやつという、これは昔から特許しているんですけども、薬は薬ですけども、お医者さんが行う治療行為、医療行為が特許請求の範囲というところに書かれた状態でも一応許すという形になっているという例があって、胃がんの治療のために化合物Aを有効成分として含有する胃がん治療用医薬を100mgで3時間置きに投与するという、こういう医者の行為を特許請求の範囲に書かせる形で末尾が医薬であれば特許するということが基準で少し明確になっていますので、ご参考までにちょっと示しただけです。昔から医療行為についても特許の対象にするかどうかという議論はずっとあったんですけども、去年の4月に少しだけ、医療行為も薬という観点であれば特許が付与されるというふうに少し変わっているという状況です。

最後は単にご参考までですけども、利益配分については当然、これはバイオに限らないんですが、産学連携の利益配分というのも議論になっていまして、これも一例ですけど、経済産業省でよく出している例ですけども、大学と企業で知的財産の利益をどう配分するかという事例を示しますと、TLOが真ん中であって、左右に大学、企業があるわけですけども、TLOのところで、まず経費を除いて30%ぐらい利益を取る。残りは大学に還元されるわけですけども、大学の中で、1番目の大学が30%で、研究室が30%、研究者40%という、これはあくまで一例ですけども、こんなイメージで、わりとよく産学連携で利益の還元が行われています。ちょっとご参考までに利益の配分という観点で補足したかったものですから、以上、ヒトの細胞の利益の還元と、薬草の利益の還元と、産学連携での利益配分というのはどうやって行われているかという、そのワンポイントをご参考までに情報提供させていただきました。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

多少質疑の時間をとりたいと思うんですが、すいません、議長の権限を乱用して、このヒト細胞の特許性なんですが、ES細胞の樹立方法について、アメリカは特許を認め、イギリスとヨーロッパは認めないと書いている、この意味なんですが、これはウィスコンシン大学が持っていると言われる特許で保護された方法についても、ヨーロッパであればそれを使って自由にES細胞を樹立して構わないということになるんですか。

【加藤委員】 逆にそうです。ヨーロッパでは特許権がないので、特許権で樹立を禁止することはできないんですね。だから、逆の倫理とかそちらの倫理的な部分で何か規制があれば、そっちでヨーロッパではヒトES細胞の樹立は禁止とか、そういうふうにできる……。

【丸山委員長】 それは特許の問題じゃないですね。

【加藤委員】 そうですね、特許じゃない問題ですね。また別の観点ですね。

【丸山委員長】 じゃあ、特許というのは国単位で、アメリカで遺伝子について特許権を認めても、日本ではそれを無視して自由に解析なり分離なりクローン化をして構わないと。

【加藤委員】 そうです。特許権との関係でいえばそうですね。特許権の侵害には当然ならないんですけども、ただ、違う観点ですね。倫理面ですとか倫理的な規制があれば、そちらで禁止していくとかいう形をとるしかないですね。

【丸山委員長】 というので、ちょっと乱用しましたが、皆さん、質問。

【田村委員】 直接プロジェクトに関係しそうなことで3つ教えていただきたいんですけど、1つは、3番の利益配分にかかわってくると思うんですけど、国の研究費を使って大学がというか、元国立大学、今は国立大学法人なり、あるいは私立大学なりが、何か研究成果を上げて、それで特許を取った場合の利益はどういうふうになるんですか。

【加藤委員】 そうですね、国のお金で発明した以上は、昔は国がお金を出している以上は国に特許権が戻ってきて、国有特許になっていたわけですけども、最近、そこが少し制度が変わりまして、もう国が持っても特許権なんか全然活用できないのじゃないかなと思います。国がファンドした研究資金でできた発明は、国じゃなくて大学のほうに帰属させるという形に今なっていて、大学のほうで産学連携なり活用してもらうというふうになっています。そのほうが当然産学連携も進むということもあるんですけどね。ただ、全部がそうしなきゃいけないわけじゃないんですけども、組織によって違うんですけど、原則、なるべく大学のほうに帰属させましょうということになっています。

【田村委員】 次は、あと2つあるんですけど、1つは、医療は特許にならないというお話で、このプロジェクトで何か特許性があるものがあるとすれば、例えば出てくるとしたら遺伝子検査とかが私は頭に浮かぶんですが、それで医療の場でこういう検査をすると何か診断ができるとか、薬の使い分けができるとか、そういう方法というのは特許として成立する可能性はあるんですか。

【加藤委員】 ここで言っている基準は去年の基準が一番新しい基準ですけども、も1個前の基準で、さっき阿部先生のほうから話があったように、ヒトの組織から何かとってきて、ヒトの細胞を外に単離し

てから処置してやるような診断であれば、特許を付与していいということになっていますので、直接人に対して何かしてしまうと、その診断方法は特許は付与できないんですけども、うまくサンプルが何かとってきて、それで検査すると、それであればいいんですけどね。

【田村委員】 いいんですか、体外で行う検査なら。

【加藤委員】 そうですね、体外であれば。

【田村委員】 採血して、それを調べたりする検査は特許性が得られる可能性はあると。

【加藤委員】 そうですね。

【田村委員】 あと最後です。ずっと阿部委員も加藤委員も丸山委員長もムーア事件を例にされているんですけども、ムーア事件は、白血病細胞って物そのもの、所有権の話なので、無体物で、プロジェクトで得られるのは遺伝子情報みたいなものなので、それにムーア事件を例に挙げて解説って何かちょっと合わない感じがするんです。当初は確かに患者さんから血清なりDNAなりをいただいていますから、その保管の件はさっき阿部委員がおっしゃったようなことがあるかもしれないけど、それとは別に、そこから得られた情報でもって今後何かの検査ができるとか何かの病気がわかったとか、そういうことは、それはムーア事件の判例とは何か違う話のような気が私はするんですけど。

【阿部委員】 ムーア事件では特許の問題になっているんですね。今おっしゃった所有権の問題と特許、両方問題になっています。つまり、ドクターが特許を後で取った。それで莫大な富を得ることができる可能性がある。

【田村委員】 それは何の特許ですか。

【阿部委員】 何の特許でしたかね。

【田村委員】 あくまでも細胞を……。

【丸山委員長】 株の樹立じゃないですか。

【田村委員】 その細胞を使って何かをすとかいふのだと、やっぱりそれは物であって、DNA情報とかの患者さんからとったDNAを使っているわけじゃなくて、そこで調べた知識を使って特許を取っているのは、やっぱりムーアさんが細胞って物をあげているということとは全然違う。

【阿部委員】 ただ、その知的財産権というか、特許が生まれたのは、ムーアさんがその細胞をあげたからですよ。そこで特許が生まれた。そこにムーアさんの権利ということとを及ばせなくていいのかというのが一応問題になる。だから、ずっとプロジェクトでは知的財産権は患者じゃなくてプロジェクトのほうにありますよということを行っているわけですね。

【田村委員】 いやいや、これは、ムーアさんは細胞株なんですよ。細胞株というのは、ムーアさんからとってきた細胞をムーアさんの体から離れているにもかかわらず永遠にそこで増やせるようにして、それを材料として使っているんで、それで何かすることに対して特許を取っているとしても、それはムーアさんの体の延長だというような考え方が成立するかどうかの争いだったように私は思うんですけど。例えば私の血液でDNAをとって、でも、そのDNAはそこで死んじゃってごみ箱に捨てちゃって、そこで知ったことを別の人がだれか何か特許を取っていることに対して、私は少なくともだれが見ても所有権は主

張できないわけだし、その判断となった、あくまでも細胞株という私からもともとつながっているものが、私のDNAが入っている細胞がそこで増えているもので何か特許が行われていることとは、私としては何かちょっと違う感じがしますけど。

【丸山委員長】 いろいろ出していただいたんですが、私、ちょっと時間の配分を間違えていまして、あと45分ぐらいしか残ってなくて、メディカルコーディネーター用のホームページを見るというのが、ちょっとこれが我々にとってはこれまでコストが結構かかっているもので、これをきょう出していただきたいということで、阿部委員と加藤委員については非常に準備をして報告いただいてありがとうございましたなんですが、質疑はちょっと次回に残すというか、これを済ませておきたいと思いますので、MC講習会についてということと、プロジェクト内部用ホームページということについて、議題の5に進んでいきたいと思います。

【事務局】 「MC講習会へのELSI委員の参加について」であります。

1つ目のMC講習会の意義でございますが、インフォームド・コンセントを行うMCさんが、遺伝子解析研究等に関するプロジェクトの内容を対象の患者さんに対しまして的確に伝えることができるようにということが1つ。加えて、全国的に標準化されたICが行われるようにという意味で開催をしているものでございます。本プロジェクトにおいては、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に基づきまして、このMC講習会をMCとなる者の必須事項としております。これが開催の意義でございます。

これにELSI委員の先生方が行く意義につきましては、適正なインフォームド・コンセント取得のあり方を検討する際、実際にMC講習会に参加して講習を受けることによって、講習内容について確認し、さらに、その講習内容が実際のIC取得時の説明に生かされていることを確認するという意味で行っていただいております。

そこで、具体的にELSI委員の先生方が参加いただいて、どのあたりにポイントを置いて見ていただくかという点で見ますと、MC講習会の成果という視点で言いますと、基礎的な事項の説明でありますとか、対象の患者さんにとっての理解しやすさ、それから患者さんの自由意思を尊重するような応接の状況、こういったものを見ていただくと。主として実際には病院への訪問調査のときのロールプレイのときにご確認をいただくということになるかと思いますが、視点としてはまずこれが挙げられるだろうと。それから2番目といたしまして、講習の内容をインフォームド・コンセント用の説明文書はどうであるか、講師の説明用の資料はどうであるか、その他基礎的な事項及びインフォームド・コンセントに関するノウハウ、これらについてELSIの観点から見てどうかという点でございます。それから、3つ目は方法でありますね。講義、指導の方法 ロールプレイも含めてでございます。協力者への伝え方、いわゆる説明、それから理解の確認の方法 これは質問の機会というふうな意味でとらえております。それから、事前にビデオを見るというふうなこと。これらを含めてELSI的観点からどうであるかというふうなところをごらんいただければと考えております。

【丸山委員長】 次回7月22日に予定されておりますし、その後、大西先生との懇談の時間も設けることが可能ということでもありますので、予定があいていらっしゃったら、特に新たに委員となられた方、

ご参加いただければというふうに思います。

続きまして、プロジェクト内部用のホームページについて、プロジェクト事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【プロジェクト事務局】 （プロジェクト内部用ホームページについて紹介）

【森崎委員】 ほかの委員がどう思われているかわからないんですけども、訪問調査とMC講習会に参加をして、MCさんが最初の講習会で足りない部分をどうやって補ってられるのかということを知りたかった。

それから、実際に現場で幾つか困っておられるようなことがあるような点もあったので、それをどう解決しているのかということについても、倫理的な面を含めて検討する材料としてこういった資料を見せていただけないかというようにお願いをしていたと私は理解をしております。そうすると、セキュリティの問題で示せないのはわかるんですけども、類型化したFAQがどんなものであるのか、それがどのようにMCさんに還元されているのかということを示していただかないと、今言われたのは説明書の分厚い本ではあるけれども、何か実態がよくわからない。MCさんがどう理解されているのかということとはちょっと伝わりにくいんですけども、その辺はもう少し見せていただくことはできるのでしょうか、できないのでしょうか。

【池田企画官】 私も、FAQが相当類型化されてプリントアウトしてお見せすることができる種類のものかなというふうに初め思ったんですが、どうもそこまで類型化されていないようでして、かなり生の声になっているということでございまして、そのままの状態でお見せするのは、ちょっとMCさんとの関係で無理だろうということのようです。ですから、何か大分前の推進委員会でさらに類型化したものをお出したことがあるようで すいません、私、その資料を見てないんですけど、そこまで作業した上でお見せすることは可能というふうに伺っているんですけど、作業量はどれくらいあるかよくわからないので、いつという話になるとちょっとつらいのかなと思っているんですが。

【プロジェクト事務局】 そうですね。そういったお話もおそらく受けておりました、それで準備のほうは始めてはいるのですが、やはりお時間を少しいただくこととなりますので、次回もしくは次々回のこちらの委員会でしかご提出できないかなというような見込みではありますが。

【栗山委員】 すいません、その前に、私、基本的に自分の立場がわかっていないのかもしれないんですけど、ちょっといいでしょうか、質問して。

【丸山委員長】 はい、どうぞ。

【栗山委員】 私たちが部外者であるから見せられないというところの部外者の立場というのはどういうものかというのが1つと、あとは、MCさんであるならば全部全員見られるということなんですけれども、例えば、今度、訪問調査に行くところも、2本線引いてあったところは看護師さんがやめられ、要するにMCさんですよ、担当のMCさんがやめられたので、私たちが行っても対応ができないということですけど、そのMCさんはやめられた後、どういう縛りがかかって、そのセキュリティの第2段階だけを見られて、私たちはもし守秘義務を負うべきだったらそれは負っても構わないと思っているんですけど

も、それでも見られないというところの、私のこの中におけるポジションとかというのはどういうものなのかというのをちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

【プロジェクト事務局】 まず、私の理解になってしまうのですが、この委員会に関しては、ワーキングから委員会に移るときに「外部の独立した」委員会ということでお話がありましたので、あくまでもプロジェクトの外部ということで、セキュリティレベルに関して2以上のものはお渡しできない。3に関しては医療機関から一切出せませんので、0のものはお渡しできて、1のものはほとんどそのままお渡しできると。2のものは基本的にはお渡しできなくて、3のものは病院だけというような整理を今のところはしております。

あと、医療機関をやめられた方に関してのセキュリティのお話でしたが、これに関しては、もともと職務のほうで法的な守秘義務がかかっているということで見えております。それに関しましては、職落ちした後もという形でついておりますので、例えば看護師さんであったり薬剤師さんであったりは、看護師さんはどの法律だったか、すいません、ぱっと出てこないんですが、薬剤師さんであれば薬剤師法でしたでしょうか、のほうで縛られているというような形になっております。

【栗山委員】 それは、看護師さんとか薬剤師さんは直接知り得た患者さんの情報は多分縛られていると思うんですけども、こういうものに対してということですか。

【プロジェクト事務局】 病院に勤めていて職務上の知り得た情報に関してはということで、すべてに関してついていくというような認識で私どもおりますが、でも、あくまでも実施しているのもその機関が実施しておりますので、機関とその方の契約上発生しているものだとということで認識しております。

【栗山委員】 じゃあ、私たちは独立した委員会であるから見られるものに制限がかかっているということ？

【プロジェクト事務局】 という認識でおります。

【丸山委員長】 推進委員会との関係での、独立と守秘との関係での独立をごっちゃにされていて、都合のいいように使われているという印象を私は禁じ得ないんですが、あるときは「プロジェクトに批判的なことは内部では言っても構わないが、外部には出さな」と言われ、こういうところでは「外部だから内部資料は出せない」と言われ、そのあたりをきっちり記録に残して、この委員会が終わるところで明らかにしたいというふうに思いますので、そのあたりの整理をよくやっていただいたらと思います。

【プロジェクト事務局】 はい。

【池田企画官】 セキュリティなり外部なりというのも、確かに建前上、外部だからという話はもちろんあるんですが、プロジェクト側が一番気にしているのは、MCさんたちがとにかく自由に、何かあったらすぐにちゃんとここに聞いてきてくれると。困ったときに何でも聞いてきてくれるという形だけは絶対に守りたいというのがあります。もちろんそこは、ELSI委員会が外部だからとか、そういう話に当然なるんですが、少なくともそういう倫理的なもので見ている人たちが生の声を見るということになると、そこを萎縮させる可能性がないかもしれません、あるかもしれません。これだけのたくさんの方がかかわ

ってきますので、そこはほんとうに質問できる、自由な、何かあったら何のそういう配慮もなしにすぐここに聞いてきてくれるような形だけは確保したいという思いが非常に強いという、そこは理解をできることではないかと思っております。

【丸山委員長】 それは、リスクマネジメントにおいて責任が問題になることであっても、速やかに通報されたことについては責任を追及しないというようなルールが適用される場合もあるので、また別の整理が可能かということが考えられますし、あるいは、質問を出されたメディカルコーディネーター個々の方の承諾を得れば、じゃあいいのかというようなところの問題にもなるので、そのあたりを整理して、最終的にどこまで出されたかということについて、途中の経緯も記録して、最終的にはどこまで出したか、出されなかったかということを最終報告書に述べ、我々の見解を書くというようなことが考えられるかと思うんですが。

【田村委員】 もう一回、ごめんなさい、確認なんですけど、レベル1はよくて、レベル2はだめなんでしたっけ。

【プロジェクト事務局】 そうですね、はい。

【田村委員】 じゃあ、そのレベル1と2はどこが違うのか、今、見ていたんですけど、よくわからないんです。レベル1は機密性が低い情報で、レベル2は機密性が高いって、その境目は何なのかというのは、結局は主観的な判断になってしまうのでわからないんですけど、一般的にはほかの方が同意されるかわからないんですけど、FAQというのは、例えば掲示板にだれかが書き込んだそのままだけでなくて、よくある質問を、こういう質問がよくありますよというふうな情報ソースとして出すものが通常はフリーク・エントリー・アスクド・クエスチョンなわけですよ。だから、もしかするとちょっと手違いで生の病院名が入ってしまったり、ちょっと表立って言うてはいけないようなものが入ってしまっているのかもしれないんですけど、一般的にはFAQになった時点でそういうことは既に何らかの形で修飾されるなり、個人個人にいろいろなことを聞いてほしいというのはそのとおりだと思うんですが、それに対して事務局がお答えになることがそのままFAQに書いてあるわけではないと私は想像していたので、せめてみんなが見るFAQはなぜ見られないのかな、なぜそれがレベル2というふう判断されるのかということも、ちょっと納得がいかない感じはします。

【池田企画官】 私も、おっしゃるとおりで、初めそう思ったんですよ。だけど、ばらばらとしか私も見てないんですが、大分未整理、かなり生の声。通常言っているFAQよりはずっと生の声だと思っていたと思います。ですから、それをちゃんと整理して通常言うFAQにすれば、そこはお見せできるということのようです。

【栗山委員】 すいません、あともう1つなんですけど、私ども、行ってMCさんの声を聞いてきているわけですね。そのときに「何かお困りのことはないですか」ということで、かなり積極的に困っていることとか事務局に伝えてほしいこととかというのを聞いてきているつもりですし、それも報告書に上げているつもりなんです。ですから、確かに私たちは査察みたいな状況で行っているのかもしれないんですけども、できることなら、私はそういうとらえ方をしていただかないで、一緒にこのプロジェクトを

推進するために、うまく推進するために、E L S I 方面のことでもうちょっとここだけ気をつければもっとうまくいくのにと、いうものを、善意というか、好意的にと、いうか、よりよくするために提言しているつもりなので、そこら辺の関係をもうちょっと何か、外部だからとかということのない見方で見ていただくとうれしいなと思うんですけど。すみません、意見になってしまうかもしれないんですけど。

【丸山委員長】 いやいや、共感する委員は多いと思いますので。

【森崎委員】 このホームページを通じてのやりとりで確認をさせてください。ご意見・ご質問に対しては個々には返事はしていないんですよ。しているんですか。

【プロジェクト事務局】 場合によってです。基本的には個々に返事はしています。

【森崎委員】 しているんですか。

【プロジェクト事務局】 はい。

【森崎委員】 している上にFAQに結構載せていて、それが未整理だという状況であると理解してよろしいんですか。

【プロジェクト事務局】 そうですね、はい。しているんですが、ただ、それはその事象に合わせて回答をしていますので、それをFAQに、ほかの機関も見られるような形で、先ほどおっしゃられたほんとの一般化まで砕いての整理ができていないと。

【森崎委員】 ちょっとよくわからないのは、ほかの施設でほかの機関にもわかるような形でかみ砕いてFAQに載せるものを、どうして私たちが見るのがまずいのかというのが理解できません。

【池田企画官】 そこはほんとは見てない状況でそういうおっしゃるのはわかります。でも、そこは逆に、お見せできる形にやりますと。ちょっと時間かかるけれどもということなので。

【森崎委員】 その言葉は信じますけれども、逆に言うと、そういったものをFAQとして載せるのはおかしいのではないかという意見も当然あるだろうと。

【池田企画官】 それはあると思います。そこは確かにもうちょっと、FAQというからには進化させておくべきという議論はもちろんあると思いますので。ただ、今この段階でどうしていいのかわからないんですが、今できる最善のことというのと、多分、未整理のものは現にあるので、それを整理した形で見ていただくということかなと。

【田村委員】 整理はしてなくてもいい。その点は私たちにほんとは見せたらまずいとところにマジック引いていただくぐらいで、別に類型整理まで 早く見たいので、あんまりちゃんとしてなくていいですから。ほんとにまずいと思うところだけ消されるぐらいで私たちとしては十分なんですけどね。カテゴリー化までは望んでないんですけど。

【池田企画官】 そこはなるべく早くということでお許しいただきたいと思うんですが。

【プロジェクト事務局】 はい。ちょっと事務局のほうで作業させてもらいます。

【丸山委員長】 今後、一層の広範囲の閲覧をお認めいただきたいということをお願いして、ちょっと時間が……。(以下、ホームページ内容の詳細にわたる部分の討議は、プロジェクトの遂行上、支障をきたすおそれがある内容であることから、非公開)

【丸山委員長】 では、次の議題に進みたいと思いますが、講習会につきましては先ほど言いましたように7月22日にありますので、可能な方はご参加いただきたいと思います。

引き続き、推進委員会の資料を修正するとおっしゃっていたのが現実に修正されましたので、これも引き続き、恐縮ですが、プロジェクト事務局のほう、説明いただけますでしょうか。

【プロジェクト事務局】 （推進委員会資料修正版及び試料配布に関する説明）

【丸山委員長】 わかりました。ありがとうございます。

では、これについてもちょっと時間が限られていますのでこれぐらいにしまして、すべてを通してご質問があれば出していただきたいと思いますが。

【田村委員】 すいません、つまらない質問で。今後はずっと3時半ですか。

【丸山委員長】 あ、今後の予定は大体そういうふう感じておりますが……、今後の予定ですね。それを事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】 一応、今段階で考えられるところを主な議題を連ねまして、きょうを含めまして来年3月までのスケジュールリングをしてございます。私のほうで1つご提案が先生方にありまして、例えば23回、8月22日、それから26回、11月28日であります。8月22日の場合には「ELSI委員会活動結果の中間整理」というのを考えています。これから始まります病院訪問調査ですとかについて、エッセンスだけをここで取りまとめておきたい。そうしますと、この中間整理を見て3月のレポートをまとめていくというふうに行けるかなと思っておりますので、ご納得いただければ実行したいと思っております。今年も盛りだくさんでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【丸山委員長】 ありがとうございます。ということなのですが、中間まとめを3カ月おきにするということはよろしいですね。やっていただいてというふうに思います。

それから、時間について、今、田村委員から質問があったんですが、22回以降、15時30分と書いてあるんですが、ご異論がなければ今年度はそういうふうに行きたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。じゃあ、今年度につきまして、3月まで15時半から18時半という時間で開かせていただきたいと思ひます。

それから、あと何か落としていますか。じゃあ、きょうは阿部委員と加藤委員につきましてかなり詳しい説明をいただいたんですが、阿部委員のほう、プリントアウトを出していただけますか。そうしたら、次回、30分なり1時間なり、ちょっと質疑の時間を……。

【阿部委員】 さっきのですか。

【丸山委員長】 ええ、さっきの。何かないと質問がちょっとしづらいか。例えばきょうの遺伝子解析に基づいて投薬するというのも、使用特許ですかね、何か名称はよく知らないんですが……。

【加藤委員】 ええ、検査の特許ですね。医薬特許。

【丸山委員長】 この平成17年の審査基準の改定の中に含まれていて、そのあたりがこのプロジェクトで直接関連のあるところかなというふうに思ひますので、こういうのがあって質問ができるというところがありますので、可能ならば、きょう既に資料としてプリントアウト1枚添えていただひているんで

すが、出していただければと思います。

では、何かきょうは中途半端に終わったのが多いんですが、いろんなことで新しい論点を出していただきましたので、今後、議論を進めていきたいと思います。とりあえずはきょうの21回のE L S I委員会を終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

了